

平成21年度(平成20年度分)

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

平成21年8月

東久留米市教育委員会

目 次

	ページ
1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針	1
(1) 点検及び評価の目的	
(2) 点検及び評価の対象	
(3) 点検及び評価の実施方法	
3 東久留米市教育委員会の平成 2 0 年度活動概要	1
4 平成 2 0 年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針	2
教育目標	
基本方針	
基本方針 1 安全な学校(園)と信頼される教育の確立	
基本方針 2 確かな学力の育成	
基本方針 3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成	
基本方針 4 健やかな心と体の育成	
基本方針 5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進	
5 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成 2 0 年度主要施策の点検及び評価	5
6 平成 2 0 年度主要施策の点検及び評価に関する有識者からの意見	35
(資 料)	
東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価の実施要綱	41
平成 2 0 年度教育委員会における審議内容一覧	42
平成 2 0 年度教育委員の活動概要一覧	45
平成 2 0 年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と 事務事業の一覧	47

原則、本文中の表記は最新「用字用語ブック第 4 版」(時事通信社)によっています。

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、施行された。この改正において、新たに第27条に「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年度からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

(1) 点検及び評価の目的

東久留米市教育委員会は、毎年、重点事業・新規事業について点検及び評価を行い、実態や取り組みの状況を明らかにすることにより、課題を把握し、教育行政の一層の推進を図る。点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することにより説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。

(2) 点検及び評価の対象

「平成20年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向」に基づく主要施策

(3) 点検及び評価の実施方法

点検及び評価は、前年度の主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回実施する。

主要施策の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに市民に公表する。

3 東久留米市教育委員会の平成20年度活動概要

東久留米市教育委員会は、東久留米市長が東久留米市議会の同意を得て任命した5人の教育委員により組織される合議制の執行機関で、その権限に属する教育に関する事務を執行管理している。教育委員の任期は4年である。

また、教育委員会事務局の長として教育長が置かれ、教育委員のうちから教育長が選任されている。

教育委員会の会議は、原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて緊急案件等を審議する

臨時会、議案の事前審議やその他研究協議を要するものを協議する協議会や視察等を行っている。平成20年度には定例会12回、臨時会3回、協議会3回を開催し、合わせて議案56件、報告事項79件、協議事項8件等について審議を行った（P42参照）。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく市長への予算要望をはじめ市立学校長との懇談、学校公開日や各種行事への学校訪問、研究発表会への出席や他市教育委員との協議会への参加（P45参照）などの活動を行った。

東久留米市教育委員会は教育行政の基本となる「教育目標」とこれを達成するための「基本方針」、「施策の方向」を策定している。平成20年度には、安全な学校と信頼される教育の確立を目指し各学校が創意工夫を凝らして取り組む「特色ある学校づくり」、確かな学力育成のための学習指導の工夫・改善として「理科支援員の配置」、健やかな心と体の育成のための「小学校体育副読本の給付」などの新規事業を行い、教育施策の推進を図っている。

4 平成20年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針

【教育目標】

教育は、伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、生命と個人の尊厳を重んじ、平和で民主的な国家及び社会の形成者として公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して行われなければなりません。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じ学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

そして、教育は、家庭、学校（園）及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立つとの認識の下、すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、積極的に教育行政を推進していきます。

自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を継承し創造できる人間を育てます。

そのため、幅広い知識と教養、技能を身に付けるとともに、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をする資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にすることをもちょうと、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。

そのため、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成します。

粘り強く行動し、実現する人間

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心をもち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

【基本方針】

東久留米市教育委員会は、市の基本構想が掲げる「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」と、それを実現するために示された「人を大切にすまちづくり」という基本理念の下、「教育目標」を達成するために、次の「基本方針」及び「主要施策の方向」(P5以降に掲載)に基づき、総合的に教育施策を推進します。
「施策の方向」はP47の体系図参照

基本方針1 安全な学校(園)と信頼される教育の確立

新たな改革が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校(園)づくりが必要不可欠です。

そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校(園)経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校(園)づくりを推進します。

基本方針2 確かな学力の育成

主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技術を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。

そのために、個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう学習指導の工夫・改善を推進します。

基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められます。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進します。

基本方針4 健やかな心と体の育成

すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐくむために、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上が求められます。

そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指そうとする意欲・態度や、自発的な精神を育成する教育を推進します。

また、人々が生涯を通じて、健康に関心を持ち、自らスポーツに親しみ、体力づくりに積極的に取り組む機会の充実を図ります。

基本方針5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、教育の目的と生涯学習社会の確立を実現することが求められます。

そのために、学校（園）、家庭及び地域が一体となって互いの教育活動の状況について情報提供などの説明責任を果たし、生涯学習社会の構築に向けて、緊密な連携・協力を努めます。

5 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成20年度主要施策の点検及び評価

点検・評価については「施策の取組状況」として事務事業を示し、主な項目ごとまたは関連項目ごとに課題・評価を記載しています（内は主な所管課）。

教育目標・基本方針・施策の方向・事務事業等の体系については、P47以降の「平成20年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と事務事業の一覧」を参照。

基本方針 1

基本方針 1 安全な学校（園）と信頼される教育の確立

【主要施策の方向】

学校（園）教育の充実にに向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校（園）長の経営方針に基づく学校（園）経営の具現化に努め、校（園）長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校（園）づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。

（施策の取組状況）

（指導室・学務課・総務課）

学校経営の推進

事務事業：教職員の人事管理の推進（教職員給与事務） 教職員の健康の保持・増進（教職員旅費支払事務・教職員健康診断事業【法定】・教職員健康診断事業【法定外】）
学校経営の推進に当たっては、全校が内部（学校教職員）や外部（保護者や学校評議員）からの評価を取り入れ、主体的な点検及び評価を重ねて、諸課題の改善を図るべく努力している。

児童・生徒等の就学の推進

事務事業：児童・生徒等の就学の推進（小中学校入学通知事務、小中学校在籍者名簿管理事務、就学通知事務、指定学校変更事務） 経済的負担の軽減（就学援助事業、日本スポーツセンター振興センター保険加入事業【幼稚園】、日本スポーツ振興センター保険加入事業【小・中学校】）

児童・生徒の就学には就学相談体制の整備に努め、入学時からの適正就学の推進を図っている。《課題・評価》就学相談では、教育学・医学・心理学等の専門家の意見を聞き取りながら、児童・生徒一人一人に応じた適正就学の判定ができることは評価できる。保護者から理解が得られなかった世帯で継続相談となった児童・生徒については経過観察を行う。

信頼される教育の確立

事務事業：教育委員会会議開催事業、教育委員会報作成事業、教育委員会会議録作成事業、教育委員会交際事業、指導主事研修事業、学校間連絡事務、成績一覧表調査委員会事業【都指定】、教育委員長参画事業、教育委員会連合会参画事業、教育関係団体負担金参画事業

教員一人一人が「分かる授業」「できる授業」「楽しい授業」を目指し、「安心」で「安全」な学校運営を行い、信頼される教育の確立を図っている。

《～ 全体の課題・評価》本市教育委員会教育目標と各学校の教育目標の具現化に向けて、学校経営方針の下、開かれた学校づくりを推進している。今後も、地域・保護者から信頼される学校・教育活動であるために、児童・生徒の学力向上を目指し、教員の資質向上・授業や学校行事の工夫改善に不断の努力が必要である。

そのためにも教育委員会・学校とも、市民をはじめ、地域・保護者等からの外部評価を真摯に受け止めていくことが求められる。

教育委員会定例会・臨時会・協議会を開催し、教育にかかる議案等を精力的に審議（協議）した（P 4 2 参照）。

《課題・評価》定例会は月 1 回の開催であるが、より丁寧な審議を行うため、重要案件については協議会を開催したり、また、会議前後には必ず関連する話題の報告を受け意見交換を行う時間を設けるなど、慎重審議に努めている。

教育委員は教育における見聞を広め、都県・他区市町村教育委員との情報交換の機会を持つため、東京都市教育長会等の会議（研修）に積極的に参加した（P 4 5 参照）。

また、市立学校（園）の各種行事にも積極的に参加し、本市の教育現場の状況把握に努めた（P 4 6 参照）。

《課題・評価》前年度においては教育委員が各種会議（研修）や学校（園）への行事出席で得た情報・知識等を教育委員相互で交換する機会が必ずしも十分ではなかったため、定例会における報告事項にするなどの工夫により、情報共有に努めた。

教育委員会会議録、教育委員会だより及びホームページの作成により、広く本市の教育行政の周知に努めた。

《課題・評価》会議録の作成については（非公開の会議・協議会を除く）ほぼ 2 カ月以内に印刷製本に努め、ホームページでの公開も行っている。さらに、施策の最新情報や児童・生徒のタイムリーな記事の掲載がより可能となるように、定期的なホームページの更新に努めていく。

【主要施策の方向】

子どもたちの安全確保及び安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実を図り、安全・安心な学校（園）づくりを推進します。

（施策の取組状況）

（学務課・総務課）

子どもの安全確保の推進

事務事業：安全な通学の推進（学校通学路指定事務・交通擁護員活動事業）

子どもの安全確保については保護者や学校からの要望に基づき、9 校の小学校及び保護者等から通学路に関する要望を受けた。田無警察署・施設管理課・P T A・学務課職員の合同に

よる通学路点検を行い、道路状況の変化等により一部指定した通学路を変更したり、立看板の設置や道路標示を改めるなど、子どもの安全確保に配慮した。

《課題・評価》通学路の見直しにより安全を確保して登下校することが可能になったことは評価できる。また、道路標示や交通標識の設置など、保護者からの要望にも応えた。

交通擁護員を引き続き必要な個所に配置して、子どもの登下校における安全確保の推進を図った。

《課題・評価》交通擁護員の配置は交通に関する安全確保だけでなく不審者対策も兼ねているため、交通・不審者対策両面から児童の安全を確保できることは評価できるが、配置基準の整備など検討が必要である。

学校の安全管理の推進

事務事業：学校施設の整備の推進(東京都公立学校施設整備期成会参画事業、小中学校改修・補修事業、小中学校施設管理事業、公立幼稚園施設管理事業)

小学校施設の改修・補修事業としては消防からの指摘を受け、第七小学校・小山小学校・本村小学校給食棟の防火扉等の改修、第十小学校プールの老朽化対策としてろ過機の交換、プール槽等改修、第四小学校ほか4校の教室のFF式石油ストーブの更新などを行い、教育環境の整備・安全性の向上を図った。

中学校施設については久留米中学校の防火シャッター危険防止装置設置、中央中学校の職員室空調機及び教室ガスストーブの更新、下里中学校の教室FF式石油ストーブの更新を行い、教育環境の整備・安全性の向上を図った。

【主要施策の方向】

「東久留米市立学校再編成計画」及び「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要(基本プラン)」を踏まえ、学校規模の適正化を推進します。また、校庭の芝生化や避難場所になっている体育館の耐震診断など、教育施設の整備に努めます。

(施策の取組状況)

(学校適正化等担当・総務課)

機能的な学校づくりの推進

事務事業：学校の適正規模の推進(学校再編成事業)

学校再編成の課題を整理・検討する中で、平成19年8月に「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要(基本プラン)」を作成し、実現に向けて準備を進めた。

第八小学校の閉校に関する条例(平成22年3月末をもって廃止する)を平成20年第3回(9月)市議会定例会に提案し、可決された。平成21年2月に、閉校までのさまざまな課題を解決するための統合準備会を開催した。

また、東部地域の第四小学校については、平成21年1月及び2月に保護者との意見交換会を実施し、今後の方向性を模索した。

《課題・評価》第八小学校については、閉校までのさまざまな課題を解決するための統合準備会を、早い段階で設置するよう求められていた。これに向けて、保護者の協力を得ながら統合準備会設置規約及び閉校までのスケジュールを作成し、統合準備会の開催に努めた。

学校施設の整備の推進

事務事業：小中学校耐震補強事業、校庭芝生化事業

小・中学校の体育館耐震化事業としては平成21年度施工に向け、第一小学校及び第三小学校の実施設計を行い、また、第四小学校・下里小学校の校舎棟及び体育館の耐震診断を繰越明許費により現在実施している。

《課題・評価》小学校の校舎棟の耐震化は、第四小学校・第八小学校・下里小学校を除いて全て完了している。また、平成20年度繰越明許費により、現在、第四小学校・下里小学校の耐震診断を行っており、平成21年中には診断結果が提出される予定である。また、体育館の耐震化は第五小学校を除いて完了していないため、第四小学校・下里小学校については平成20年度繰越明許費による耐震診断を実施中であり、第一小学校及び第三小学校については実施設計を行い、現在整備を進めている。中学校については、校舎棟は全て完了しているが、体育館は下里中学校を除いて完了していない。

中国・四川大地震を受け、学校施設の耐震化が大きな課題となり、地震防災対策特別措置法により、Is値 0.3未満の校舎・体育館については平成22年までに完了することが求められている。このため、これに該当する体育館5校について、平成21年度に耐震設計、平成22年度に耐震整備を予定している。なお、整備にかかる費用については、緊急経済対策として国の平成21年補正予算に盛り込まれた「スクール・ニューディール」構想に伴う交付金の活用に向け、検討中である。まずは児童・生徒の安全・安心確保の観点から耐震化対応に全力を傾注するが、この「スクール・ニューディール」構想の中には、「エコ化」「ICT化」といったソフト面の推進も掲げられている。これについても国の交付金を活用して平成21年度には、校内LANを敷設し、校務用パソコン及び児童・生徒が情報化社会に主体的に対応できるよう「ICT機器」パソコンの普及や、新学習指導要領の実施に向けて老朽化した理科教育設備（理科教育備品）の整備、さらに太陽光発電パネルの設置の推進に努めていく。

また、テレビの地上デジタル化への対応としては、平成20年度に予算措置した繰越明許費及び国の交付金により、平成21年度中の設置(工事費は平成21年度当初予算措置)を予定している。

Is値...構造耐震指標のことで、建物の耐震性能をあらわす。

繰越明許（費）...会計年度独立の原則の例外として、予算で定めて翌年度に繰り越して経費の支出ができるもの。

第六小学校において、平成20年度に校庭芝生化の整備を行った。昨年の秋から、約半年間養生を行い、平成21年4月から児童に開放した。また、ボランティアによる維持管理も開始し、現在に至っている。

《課題・評価》地球温暖化対策に向け、平成21年度以降、2校目の導入を模索する。

【主要施策の方向】

子どもたちの実態や保護者・地域の願いを踏まえ、各学校（園）が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校（園）づくりを推進します。

（施策の取組状況）

（指導室）

特色ある学校づくりの推進

事務事業：特色ある学校づくり推進事業、学校PRポスター事業

全小・中学校が年度当初に特色ある学校づくりの計画を立て、要綱（東久留米市小・中学校特色ある学校づくり推進交付要綱）に基づいて計画書を作成し、推進を図った。学校では1学期から子どもたちの実態を把握し、保護者や地域の協力の下に取り組んでいる。

《課題・評価》特色ある学校づくりは保護者や地域の協力の下に、具体的に児童・生徒の活動の充実を図りながら、積極的に取り組んでいる。また、学校だよりやホームページ等でも随時紹介するなど、広報活動にも力を入れている。指導室では7月に「スクールフェスタ・イン・東久留米」を開催し、広く市民に周知を図る機会を設けている。

【主要施策の方向】

学校（園）の自立的改革を進めるために、校（園）長の指揮の下、学校（園）で「週の指導計画」を作成し、教育活動の計画・実施・評価を確実にを行い、教育課程の適正な編成・実施を図ります。

（施策の取組状況）

（指導室）

教育課程の適正な運営

事務事業：学校運営事業【指導】、小中学校移動教室事業

「週の指導計画」は小・中学校合わせて100%の提出状況であり、校長の指揮の下、教育活動を計画的に実施している。学校評価についても教職員による内部評価、保護者や地域関係者による関係者評価を全校が実施し、保護者・地域の期待に応える努力をしている。

《課題・評価》「週の指導計画」の提出は定着しており、教育課程の適正な実施は進められている。学校評価については関係者評価を中心に数値を公表し、肯定的な数値の割合が少ない項目については改善策についても示している。例えば、「分かりやすい授業づくり」の場合、その手立てを指導案に明記し、参観した教員相互で評価して成果を共有するとともに、課題を次期以降の授業で解決するよう図っている。さらに保護者には保護者会や学校だよりで、地域関係者には学校評議員会などで説明するなど努力している。

【主要施策の方向】

教員の意識改革を図り授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準等の公表を進めます。また、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校（園）内研究会の充実を図ります。

（施策の取組状況）

（指導室）

年間指導計画の公表

年間指導計画や評価計画及び評価規準等は教育課程の届け出とともに各学校から提出を受け、さらには各学校のホームページや年度当初の保護者会・学校だより等でも、授業改善推進プランとともに公表に努めている。

《課題・評価》年間指導計画や評価計画及び評価規準等については、全小・中学校で年度当初に示された。授業改善推進プランは国や東京都・市による学力・学習状況等に関する調査の結果を踏まえて毎年夏までに見直しを行い、10月以降、全小・中学校のホームページに掲載している。

授業公開・校内研究会の充実

事務事業：東久留米市教育研究奨励事業

授業公開は各学校において各学期に1日以上開催し、行事の公開とともに計画的に実施している。また、11月1日（土）は東久留米市立の小・中学校一斉公開日として、市内の幼稚園及び保育園等未就学児の保護者や市民に広く呼びかけ、延べ10,000人以上に公開した。授業公開は校内研究会が年間を通して小学校で6回以上、中学校では4回以上開催し、研究授業も主に若手教員の育成を目的として、各校5回程度実施している。

《課題・評価》各学期における授業や行事の公開は定着してきている。11月1日（土）の小・中学校一斉公開日は保護者以外の市民等の来校者もあり、盛況であった。中学校においては、授業以外の合唱祭等の学校行事が公開内容になっていたため、保護者から時間の制約があるなどの指摘があった。そのため平成21年度には改善されることになっている。

【主要施策の方向】

教員の授業改善及び指導力の向上を進めるため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた校内及び校外研修の質的充実を図り、教員の資質・能力の向上に努めます。

（施策の取組状況）

（指導室）

教職員の研修の充実

事務事業：教員研修事業【校内・校外】、教員指導力向上事業、教職員研修活動事業【都指定】
コンピュータ研修事業、生活・進路指導事業

指導室事業として初任者研修をセンター研修15回と宿泊研修（2泊3日）、2・3年次研修（年間4回）、4年次授業研究（年間3回）、10年経験者研修（年間6日程度）を、主に

教育センターと学校において実施した。これらの研修には本市の教員の約4分の1に当たる約100名の若手・中堅教員が対象であり、悉皆研修として授業改善・工夫と教員の資質向上を目指した内容の研修を中心に行った。

教務、生活指導、進路指導の各主任会や主幹会等の職層による研修、食育や情報等の今日の教育課題に対応した研修会も4～10回開催した。

夏季休業期間中（5日間程度）には、教科指導の技量アップや児童・生徒理解を進めるための講座や実技研修等も開催し、延べ308名が参加した。

《全体の課題・評価》研修の機会は指導室年間計画で示し、各学校とも該当者全員が参加できるよう努力している。そのため、法令で定められた研修（初任者研修や10年経験者研修等）は忌引き休暇等の特別な事情がある者以外は全員が修了し、その他の研修についても毎回該当者のほとんどが参加している。

夏季休業期間中の研修は、児童・生徒のサマースクールや東京都教育委員会主催の研修等との日程の重複などが課題であるが、東京都の研修決定後に本市が2次募集を行うことで、研修を希望する教員の研修機会をできる限り確保している。

悉皆研修...該当するすべての対象職員が受けなければならない研修

【主要施策の方向】

学校（園）教育の充実のため、市内全学校（園）における自己評価と学校評議員・保護者・地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校（園）づくりを一層推進します。

（施策の取組状況）

（指導室）

学校教育の公開・説明の推進

事務事業：教育要覧作成事業

全小・中学校はホームページや学校だよりにより、教育目標、学習内容及び授業のねらいや授業改善推進プラン、さらには教育活動等の事前の周知をして、学校教育の公開と説明を行っている。また、内部（学校教職員）や外部（保護者や学校評議員）からの評価を積極的に受け、改善に努めている。

平成20年度は中学校における生徒による評価は19年度同様2校にとどまったが、教員相互の授業評価を行う学校が増加した。また、評価を受ける回数を年間5回以上実施している学校もあり、年度内に改善を図る努力をした。

《全体の課題・評価》学校教育の公開と説明は積極的に全小・中学校で行われているが、その回数や周知方法等については、学校の実情によって異なっている。また、教務主任会において学校評価の内容や評価のサイクル等を検討し、各校の取り組みの参考とした。

開かれた学校づくりの推進

教育活動の公開と説明に努めることと合わせて、地域の教育的な資源（人材及び地域の施設や自然環境等）を生かして教育活動に導入するなど、各校が実態に応じて工夫している。例えば、琴や三味線・和太鼓の指導を地域の方に支援してもらったり、地域に伝承されているお囃子の指導を地元の保存会から受けるなど、特色ある教育活動と合わせて、開かれた学校づくりを推進している。

《課題・評価》小学校では、「総合的な学習の時間」やさまざまな体験学習に、地域人材をゲストティーチャ－として招くことが定着している。中学校については学習内容や学習進度の関係から、地域人材の活用は小学校に比べると少ない。生徒の活動としては市内の社会福祉施設等での介護支援ボランティアを実施したり、地域の祭りが開催された翌日の片付けに参加したりするなど、地域貢献活動が盛んである。

【主要施策の方向】

障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談室や特別支援学校との連携を深めます。また、小学校・中学校に在籍する子どもの学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等への教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。

（施策の取組状況）

（指導室・学務課）

特別支援教育学級の充実

事務事業：特別支援教育事業、特別支援学級校外学習事業、特別支援学級通学バス運行事業、特別支援学級宿泊訓練事業

特別支援学級については、第三小学校・第七小学校・神宝小学校に引き続き設置するとともに、通級指導学級も第七小学校に設置している。中学校についても東中学校・中央中学校の特別支援学級のほか東中学校に通級指導学級を設置しており、特別支援学級の充実を図った。《課題・評価》特別支援学級は小学校3校及び中学校2校に設置している状況のため、在籍する児童・生徒数に差があることや、通学に要する時間がかかるなどの課題も残るものの保護者の協力が得られ、障害の程度に応じた特別支援学級を選択できることは評価できる。

特別支援教育の推進

事務事業：特別支援対象児就学事業、就学指導委員研修事業

小・中学校に在籍する児童・生徒の障害に応じて適切な支援を行うため、就学支援委員会には特別支援学級設置校の校長をはじめ、副校長会代表、特別支援・通常学級の教諭及び養護教諭、近隣特別支援学校の教諭・医師等を交えて、教育的対応の充実を図った。関係諸機関と密接な連携を図り、教育学・医学・心理学等の専門家の意見を聞いた上で、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進した。

《課題・評価》就学支援委員に専門家を入れることで、適正就学の判定材料になることなど体制の整備が確立したことは評価できる。

【主要施策の方向】

子どもの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験などにより、望ましい勤労観や職業観をはぐくむとともに、ガイダンスの機能を高めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

キャリア教育の充実

勤労の尊さや創造することの喜びを体得させることは望ましい勤労観や職業観をはぐくむとの認識に立ち、3日間以上の中学校の職場体験を推進している。

《課題・評価》キャリア教育の重要性については各学校とも認識しており、職場訪問や体験等の機会は教育課程に位置付けている。受入側の事情もあり、実施期間が重複しないよう学校間の調整や、新たな体験先を開拓していく必要がある。

【主要施策の方向】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、小学校就学前に適切な幼児教育を受けることができるよう、家庭・幼稚園、保育園と小学校以降の教育との連携を強化し、小学校への円滑な接続を図ります。

(施策の取組状況)

(学務課)

就学前の幼児教育の推進

事務事業：公立幼稚園運営事業、幼稚園保育料徴収集事務

就学前の幼児教育については、公立幼稚園として開設している上の原・下里・大道の各幼稚園に、5歳児のみ69名が在園していた。質の高い幼児教育を受けることができるよう、幼児教育機関として取り組むべき教育内容で構成したカリキュラムと、小学校との円滑な接続を図るため、幼児教育の推進に努めた。

《課題・評価》公立幼稚園は平成20年度で閉園となった。今後は小学校への円滑な接続を図るため、子ども家庭部等関係所管と連携した幼児教育への取り組みが必要である。

【主要施策の方向】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種間のつながりや、学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。

(施策の取組状況)

(学務課)

学校間の連携の推進

学校間の連携については、小学校から中学校へのスムーズな接続を図るため、小・中連絡会の分科会を中学校区ごとに組織して小・中交流会を実施したり、夏休みにサマースクールを開催するなど、小・中連携を図っている。また、特別支援学級との連携では、市内在住で都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が市内の公立小・中学校に副次的に籍を置く副籍制度を設け、地域の小・中学校行事における交流、学習活動への参加など、居住する地域とのつながりの維持・継続を図った。

《課題・評価》居住する地域の中で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待される。

【主要施策の方向】

学校の教育活動に関する情報については、学校だよりやホームページによる公開などを通して広く市民に提供するとともに、個人情報については、東久留米市個人情報保護条例及び東久留米市情報公開条例に基づいて適正に取り扱います。

(施策の取組状況)

(指導室)

学校情報の公開

ホームページによる公開は全校で行っている。教育目標・教育活動の紹介・授業改善推進プラン・学校への交通案内等については、全校で掲載している。学校だよりや教員の研究活動等が半数以上の学校で掲載されている。また、ホームページに個人情報の保護をうたったり、インターネット運用を明記したりするなどの学校が11校ある。なお、写真掲載には児童・生徒が特定されないよう画像処理をするなどの配慮を図っている。

学校では情報モラル・セキュリティ担当者を決め、校内研修において情報モラルの意識向上を図るために、表現に対する人権感覚を高めたり、個人情報の扱い方についても共通理解を図るなど適切な対応に努めている。

《 全体の課題・評価 》各小・中学校で、工夫を凝らしたホームページによる公開が行われている。また、児童・生徒の個人情報の扱いについては、適正な管理・運営に努めている。特に、個人情報等の漏洩防止のために研修や情報提供を行い、常に注意喚起に努めている。

基本方針 2

基本方針 2 確かな学力の育成

【主要施策の方向】

わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成をねらいとした「分かる授業」を展開するなど、学校において学習指導の工夫・改善を進めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

学習指導の工夫・改善の推進

国及び東京都による学力調査、さらに本市独自でも学力に関する調査を実施し、児童・生徒の各校の実態に合った授業改善の推進プランを立てて推進している。小学校では教科等で育成したい能力を明確にして年間の研究テーマ設定し、低・中・高学年の分科会等を設けて研究授業を行い、「分かる授業」「できる授業」を目指して校内研修に取り組んでいる。

中学校では教科の枠を超えて、授業を教員相互に公開し、授業力向上に取り組む校内研修を進めている。

《課題・評価》小学校においては指導の工夫・改善のための研修には研究授業と協議を行い、さらに専門性の高い教育関係者を講師に招き、指導・助言を受けることが定着しており、若手教員の指導力向上が図られている。中学校においては校内において同一教科の教員が少なく、校内研修では教科の指導法の研修が課題である。そのため、年5回実施される教科別の授業改善研究会の取り組みが指導力向上のための貴重な機会となっている。市教育委員会としては教科別の授業研究や若手教員の授業力向上の研修の充実を図っていくとともに、毎年、東京教師道場の部員及び助言者へ市内の教員を積極的に推薦していく。また、2月の合同発表会で部員に報告を課し、次に続く2・3年時教員の参加を義務付けている。

【主要施策の方向】

学力向上を図るための調査の結果を踏まえ、子どもたちの特性などに対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成や教科の選択幅の拡大を進めるなど、きめ細やかな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

子どもの特性に応じた多様な教育の推進

事務事業：日本語学習講座事業

国及び東京都による学力調査においては教科の学力に関する調査のほか、学習意欲や学習方法、学習環境及び生活の諸側面に関する調査が実施され、その結果等を踏まえ改善を図るよう努力している。例えば、校内漢字・計算検定を独自で実施したり、各種検定に積極的に取り組ませたりする学校だけではなく、学力を支える生活リズムの定着を図る活動や、学力の土台となる体力を向上させる取り組みを推進している学校もある。

少人数学習の推進

事務事業：学校教育サポート事業

習熟度に応じた少人数学習集団による授業はチームティーチング（TT）授業と合わせると小・中学校全校で実施している。特に、小学校では算数、中学校では英語と数学で多く実施されている。

多様な教育の推進

事務事業：音楽鑑賞教室事業、連合音楽会事業、学力向上支援事業、社会科副読本作成事業、理科支援員配置事業、副読本等に関する事業、連合作品展事業

多様な教育への取り組みとして、国際理解教育や環境教育などの今日的な教育課題へ独自性をもって取り組むほか、基礎・基本の定着を図るために各校の実情に合わせて、漢字や計算等に学校独自で校内検定や校内体制をとって学習計画を立てて取り組んでいる。

《～ 全体の課題・評価》学力向上を図るための調査結果や児童・生徒の学習状況等を踏まえ、学校ごとに学習意欲の向上や学力向上のための工夫を図っている。特に読書活動は、小学校では12校が朝学習に取り入れている。少人数学習集団による授業・チームティーチング（TT）授業は、「算数ルーム」「少人数教室」などの名称を付けて（小学校では11校で実施）教室の学習環境を整備したり、既習学習内容を掲示したりして、意欲的に取り組んでいる。

【主要施策の方向】

世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てるため、日本の伝統と文化に関する教育を推進するとともに、ALT（外国人による英語補助指導員）や地域の人材の協力を得て英語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。

（施策の取組状況）

（指導室）

伝統と文化の理解の推進

国際理解教育において異文化理解に努めるとともに、自国の伝統と文化の理解を図る活動も進めている。例えば、小学校では6年生全員が和楽器の演奏ができるようになる機会を通して、日本の伝統・文化を体験し学んでいたりと、地域から指導者を招いて「竹とんぼ」を全校児童で作製段階から学び、学校行事に位置付けて学校の伝統行事としても長年取り組んでいるところもある。中学校では総合的な学習の時間等の中で、国際理解教育の推進を図るとともに、音楽では箏や三味線を中心に和楽器を学び、日本の伝統・文化について体験を通して理解を深めている。

《課題・評価》伝統と文化の理解のための活動としては、音楽、社会及び総合的な学習の時間などで進めているが、学習指導要領の改訂を受け、日本の伝統・文化についての学習をさらに推進していく。

英語教育等の推進

事務事業：外国人による英語教育事業、小学校英語活動事業

小学校においては、小学校 1 年生から英語活動に英語活動支援講師を活用して全校で実施し、1 学級当たり 8 時間実施している。中学校においては、1 学級当たり 10 時間を外国語補助指導員（ALT）の活用を生かして英語教育の充実を図っている。

《課題・評価》小学校では英語活動支援講師の活用は十分に図られているが、担任の指導力には課題が残る。中学校では英語科教員の研修が充実しており、ネイティブスピーカーとしての外国語補助指導員の活用は十分に図られている。指導員の技量に格差がある点は、小・中学校共通の課題である。

【主要施策の方向】

子どもたちの学力の向上を目指し、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が協働する取り組みを推進します。

（施策の取組状況）

（指導室）

学校と家庭の協働の推進

家庭学習の習慣化を図るために、授業では課題（宿題）の出し方の工夫に努め、学校だよりや保護者会等での家庭学習の重要性を訴えるなど啓発にも努めている。

国及び東京都による学力調査、さらに本市独自でも実施している学力調査の結果を児童・生徒一人一人に返却し、本人及び家庭に学習の成果を確かめてもらうとともに、学習習慣の調査結果も合わせて周知している。このことによって、家庭学習の見直しや推進を図っている。《課題・評価》各学校では学習習慣の定着に向けて、授業における学習規律を徹底させる取り組みのほか、個別指導にも努めている。家庭学習を含め、学習習慣の定着は学習内容の指導のあり方や学習意欲・関心とのかかわりが大きい。今後も、学校が「分かる授業」「できる授業」「楽しい授業」を目指し、家庭への協力を働きかけていくことが必要である。

【主要施策の方向】

総合的な学習の時間の趣旨に即して、「学校としての全体計画」をもとに計画的に指導を実施し、取組内容の不断の検証を行うことにより、各学校において総合的な学習の授業の教育効果の向上に努めます。

（施策の取組状況）

（指導室）

総合的な学習の充実

学校からは教育課程の届け出の際に、総合的な学習の時間の年間指導計画（全体計画）の提出を受けて、各学校の児童・生徒の実態や地域の実情に合った意図的な学習になるよう求め

ている。さらに、次年度へ成果と課題が反映されるよう実施報告も求め、必要に応じて指導助言に努めている。

《課題・評価》総合的な学習の時間における取り組みの内容は、年々各学校が継続して取り組む教育活動になっているものも多い。しかし、取り組む内容が多く時間数が足りなくなっている現状がある。そのため、活動を重視するのではなく、活動を通じて思考力・判断力・表現力等の能力が身に付く学習となるよう指導・助言をしている。

【主要施策の方向】

情報化社会の進展に対応するため、情報活用能力を育成するとともに情報機器の活用に関する今日的課題に対し、規範意識の向上を図るため、情報モラル教育などを充実します。

(施策の取組状況)

(指導室)

情報教育の充実

事務事業：教育活動支援事業

情報教育支援員を2名配置し、コンピュータを活用する授業のアシストや情報モラル・セキュリティに関する啓発や研修に当たっている。特に、情報モラルに関しては小・中学校とも、児童・生徒の情報モラルの意識の向上には学校だけでなく、家庭まで含めた児童・生徒の生活環境すべてにわたっての理解・協力が不可欠であることから、教員研修とともに保護者への啓発に努めている。

児童・生徒の携帯電話の保有率やサイト等を含めたトラブルについて、平成19年度の調査を拡大し、平成20年度は小学校5・6年生及び中学校1・2年生とその指導者である教員を対象に実態調査を行った。

《課題・評価》情報教育支援員によるコンピュータ活用授業のアシストは、コンピュータを活用できる教員が増えたことで減りつつあるが、情報モラル・セキュリティに関する教員や保護者向けの啓発や研修の講師としての活用が増えている。携帯電話等の「サイト」や「ネット」での誹謗中傷による「いじめ」が新たな社会問題となっているため、情報モラル・セキュリティ担当者会を平成19年度から立ち上げた。平成19年度の調査結果からトラブルに巻き込まれている児童・生徒が本市でも存在していることが判明したため、平成20年度は特に携帯電話等のトラブルに対する指導や保護者への啓発の在り方等を検討した。

【主要施策の方向】

児童・生徒に進んで読書を行う態度をはぐくむため、「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努めます。

(施策の取組状況)

(図書館)

子ども読書活動推進計画の推進

学校関係では中央図書館を中心に各地区館及び学校図書館支援センターにおいて学校への団体貸し出し、小学校1年生を対象に図書館職員が学校に出向いて行う学校訪問、各学校図書館からの要望による巡回指導及び各種情報の提供や研修会などを実施した。

《課題・評価》学校図書館の整備及び図書購入アドバイスなどを実施した学校からは、児童・生徒の利用が増えるなど評価されている。20年度は学校図書館支援センターの窓口を中央図書館へ移し、効率の良い支援が行える体制を整えた。

基本方針 3

基本方針 3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

【主要施策の方向】

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進します。

(1) 人権施策推進指針に示された女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌの人々・外国人・HIV感染者・犯罪被害者やその家族・その他の人権問題などの課題について、学校(園)教育や社会教育などを通じて人権教育を効果的に進めます。また、同和問題をはじめさまざまな人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。

(2) 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際に行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

(施策の取組状況)

(指導室)

人権教育の推進

校長会・副校長会をはじめ初任者研修会等、職層に応じて幅広く人権感覚を高める研修を実施した。また、人権教育推進委員会を年5回行い、各校の人権意識を啓発するリーダー研修も行った。

毎年11月を人権尊重推進月間として、指導室主催の人権教育研修会を2回実施している。平成20年度は11月13日(木)に生活指導主任等を対象に、11月26日(水)は管理職を対象に社団法人「被害者支援都民センター」職員による講演を行った。(参加者数延べ48名) 児童・生徒の人権感覚を高めるために、児童・生徒の人権「標語」「ポスター」「作文」の募集を毎年行っている。平成20年度は小・中学校全22校からの応募があり、作品応募総数は3,545点であった。優秀作品を顕彰する意義を込めて、表彰式「市民のつどい」を12月6日(土)に開催した。

《課題・評価》人権教育を推進するために、先ず、教員に人権感覚を高めさせ、人権についての知識を身に付けさせるとともに、身の回りにあるさまざまな差別の解消を図らなければならない。そのために、人権尊重推進月間では、人権課題「犯罪被害者とその家族」について取り上げ、人権課題に対する新たな視野を広げた。

また、児童・生徒の人権感覚を高めるための作品審査に教員をかかわらせた。これにより相手のさまざまな立場で考えられる教員の人権感覚が高まった。今後は、学校訪問の際に見聞する教員の発言・掲示物・行動に対して、指導室として人権感覚が高まる指導・助言を繰り返し実践していく必要がある。

【主要施策の方向】

子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校（園）家庭及び地域の連携を図ります。

（施策の取組状況）

（指導室）

豊かな人間性の育成

事務事業：人権尊重教育事業

人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭及び地域の連携を図るために、道徳授業地区公開講座をはじめ、学校一斉公開日や学習発表会などの学校行事を公開して、児童・生徒の道徳授業や学習成果・表現活動を発表する機会を設けている。

《課題・評価》学習発表会など年間に数回行われる学校行事の公開には、保護者や地域の方が積極的に参加している。特に、11月1日（土）に市内全小・中学校で実施された学校一斉公開日には、延べ10,000人以上の市民が学校を訪問し、授業を参観した。また、小学校の学習発表会や中学校の合唱コンクールなどは、児童・生徒自らが高め合い、集団意識の醸成につながっている。

【主要施策の方向】

社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、地域や関係諸機関と連携し、奉仕活動等のさまざまな体験活動の充実を図ります。

（施策の取組状況）

（指導室）

体験活動の充実

地域・関係機関などの協力を得て、中学1年生で職場訪問、中学2年生では職場体験を全校で実施している。また、地域清掃活動・美化活動を年間1回から2回実施している（中学校5校）。さらに、毎年、地域の祭りの翌日の片付けと清掃に参加し、地域を構成する一員としての自覚を持たせるための活動をしている学校もある。

社会福祉協議会主催の夏ボランティアにも多くの児童・生徒が参加している。

《全体の課題・評価》体験活動は職場体験のほか、福祉体験や地域貢献の活動が中心になっている。社会福祉協議会主催の夏ボランティアには初任者教諭の参加もあり、学校の夏季休業中の活動として定着している。

【主要施策の方向】

東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図ります。また、東久留米市教育センターの人材の有効活用を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

教育センター事業の効果的展開

事務事業：教育センター維持管理事業、教育センター備品整理事業

教育相談の回数は月平均延べ200回を超え、この10年間、年延べ3,000回以上の相談を受けている。不登校の児童・生徒が入室している学習適応教室は中学生27名が通い、3年生14名は全員が進路決定した。1・2年生も5名が学校復帰することができた。

教職員等の研修で教育センター研修室を活用した年間回数は341回であり、63の研修会等で活用した。

そのほか、学校教育活動の支援として、情報教育支援員の派遣、箏・三味線の和楽器の貸し出し、人権学習や教科のビデオ教材の貸し出し等を年間通して実施した。

新たに平成20年度から研究室を発展解消し、学校支援室を設置した。また、10月からスクールソーシャルワーカー(2名)を学校支援室に配属し、活動を開始した。

《全体の課題・評価》相談室は12名の相談員により、相談(来室と電話)業務及び各種検査等で対応している。相談件数が3,000回を超えることから、負担は大きい。学習適応教室は5名の指導員で対応しているが個別指導が中心のため、指導員のほか学生ボランティアを活用している。学校復帰率は上級学校への進学を含め、高く評価できる。さらに、教育センターでは研修会場・教材の貸し出しのほか、連合行事等の準備等を行っており、今後とも、学校支援の要としての今日的な教育課題に対応できる教育センターとしての充実を図る。

教育センターの人材の有効活用

若手教員の増加が顕著になっている学校では、教員の資質向上や授業力の向上に取り組むことが重要である。多様化する児童・生徒に、学校は研修を行うことによって、児童・生徒の理解に努めている。教育センターでは教育アドバイザーを、初任者教員の指導や小学校1年生の学級に対し要請のある学校に訪問させ、校内体制づくりに助言や支援を行った。

情報教育支援員の派遣はコンピュータ活用授業の支援のほか、情報モラルに関する研修の講師として、保護者・地域関係者の会合にも招かれた。

《全体の課題・評価》初任教員の増加や配慮を必要とする児童・生徒が増える中で、教育アドバイザー等による学校での授業観察や指導・助言は重要視されるものとする。また、情報モラル・セキュリティ等の問題は、解決しなくてはならない技術的な面や相談する関係機関との連携強化が必要となってくる。情報教育支援員やスクールソーシャルワーカー等の専門性に優れた人材の確保は喫緊の課題である。新たに設置した学校支援室の拡充を図り、多様化する今日的な教育課題に対応できる教育センターにする必要がある。

基本方針 4

基本方針 4 健やかな心と体の育成

【主要施策の方向】

子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、学校（園）、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。

（１）学校における道徳教育を推進するため、全教育活動を通じて道徳性を高めるとともに、道徳の授業の充実を目指します。

（２）道徳授業地区公開講座などを全校で実施し、学校（園）、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。

（施策の取組状況）

（指導室）

道徳教育の推進

各学校では道徳教育の全体計画・年間指導計画に則って、学習指導要領に示されている年間授業時数 35 時間を超える道徳授業を実施し、規範意識や豊かな心の育成を図っている。

心の育成の推進

道徳授業の時間数確保という課題から、内容の充実を課題とするように転換を図っていくため、教育課題研修において「道徳」を取り上げ、効果的な展開や児童・生徒の心情を育てる授業づくりについて研修会を開催した。

学校では道徳授業を中心に規範意識の育成を、また、学級活動では集団の一員としての望ましい態度の育成を、さらに、学習発表会や合唱祭等の行事を中心に表現活動の充実を図りながら、児童・生徒の心の育成を推進してきた。

道徳授業地区公開講座を小・中学校全校で実施し、道徳授業の参観と地域・保護者と教員による「心の教育」について意見交換等を実施し、地域の大人への「心の教育」のあり方や重要性についての啓発を行っている。

《～ 全体の課題・評価》道徳教育の要としての道徳の授業は、全小・中学校で年間指導計画に沿って時数が確保され、適正な実施が図られた。また、校内研修や授業改善研究会、初任者研修等でも道徳授業の指導法の研修が進められ、充実が図られていた。しかし、道徳授業地区公開講座の意見交換会や講演会への保護者の参加が少ない実態がある。そのため、休日である土曜・日曜日の開催や授業参観を 1・2・4 校時に実施し、3 校時目を意見交換会に設定するなど、運営の工夫をしている学校がある。

【主要施策の方向】

学校では子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力をはぐくみます。また、体力の向上を目指し、学校（園）家庭及び地域が連携・協力して、市民の健康・体力づくりを推進します。

（施策の取組状況）

（学務課・指導室・生涯学習課）

子どもたちの体育・健康教育の充実

事務事業：児童・生徒等の健康の保持・増進（小・中学校定期健康診断事業、幼稚園定期健康診断事業、口腔衛生指導事業、小・中学校環境衛生管理事業、学校医等設置事業【小・中学校】、学校医等各種研究会事業、幼稚園医等設置事業、就学児健康診断事業、体力向上支援事業）

健康教育については、「学校給食」の分野では各学校の給食主任・栄養士による「学校給食部会」を年3回開催した。部会では学校公開日に給食試食会を実施して、正しい食習慣を身につけるための健康教育に関する情報交換を行った。

《課題・評価》各学校で「食に関する年間指導計画」の資料とするために、部会で話し合われた内容を活用している。

スポーツイベントとしては少年少女駅伝大会（446人）はるな梅マラソン（36人）ファミリースポーツフェスティバル（2,124人）スポーツ少年団体力テストなどを行った。小学校5・6年生、中学校1年生を対象に体力調査を実施した。その結果から、学校全体及び子どもたち一人一人に体力向上の必要性と自己の体力の優れている点や不足している点を示すことができた。また、同時期に行う生活習慣に関するアンケートの結果からも運動の傾向や運動を含めた生活習慣の改善策を情報提供している。

《課題・評価》本市の子どもの体力テストの結果から、得点の高い子どもと低い子どもに二極化する傾向が見られる。クラブなどで運動をしている子どもほど得点が高いため、今後は、各地域における子どものスポーツ活動の充実に向けた取り組みを促す施策に力を入れる必要がある。

市民の健康・体力づくりの推進

スポーツイベントとして、市民体力テスト（20人）つなひき大会（670人）などを行った。

《課題・評価》市主催のスポーツ大会事業の企画・運営は、体育協会・体育指導委員・学校関係者とが連携して推進している。バレーボール大会やつなひき大会などの参加者数が伸び、運営が安定しつつある事業は体育協会及び体育指導委員が中心となって活動している。今年度は市民に自己の体力の現状を認識してもらい、日常的にスポーツに取り組んでもらえるよう、新たに市民体力テストを実施した。

【主要施策の方向】

いじめや不登校、非行などの子どもの多様な課題への対応の充実を図ります。

(1) 「いじめ0(ゼロ)」「不登校0(ゼロ)」の学校(園)を目指し、互いに認め合い共に学びあう学校(園)づくりを進めます。

(2) 課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校(園)における指導体制や相談機能を充実させ、関係各機関と協力して課題の解決にあたります。

(施策の取組状況)

(指導室)

いじめと不登校の対応の充実

事務事業：教育相談事業、不登校対策事業、全国適応指導教室連絡協議会参画事業

生活指導主任会やさまざまな教員研修会において、「いじめは絶対に許さない」との認識に立ち、早期発見・早期解決・未然防止の啓発を年間通じて行っている。さらに、スクールカウンセラー連絡会を年2回開催し、指導室・教育相談室と学校と連携している。

不登校の児童・生徒には学習適応教室での個別の対応とともに、学校に登校できるが教室に入れない児童・生徒には学習支援に当たれる学生等の学校への派遣を実施した。さらに、学期ごとに、不登校児童・生徒の一人一人の状況を学校とともに指導室において把握し、かわり方等の指導・助言に努めている。

文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業を受け、昨年10月から活動を開始した。今までの学校がかかわりづらかった福祉や医療等について精通した新たな職を設けることで、課題のある家庭や子どもたちをより支援できる体制が整った。

非行などの課題への対応の充実

非行防止や健全育成に向けての迅速な対応を図るため、月1回の生活指導主任会において、非行防止や安全対策に関する国や東京都からの方針等の情報提供を速やかに行うことに努めた。また、児童相談所や警察署との連携強化のため、主任会への参加を要請し、学校との連携の機会を増やした。さらに、本市の教育相談員やスクールソーシャルワーカーにも同席を求めている。

《～ 全体の課題・評価》いじめと不登校等に対する対応については学校では個々の状況を把握し、必要に応じて校内委員会やケース検討会を開催するなど、具体的な対応に努めている。同時に、学習適応教室及びスクールソーシャルワーカー等と相談機関との連携を取りながら、個々の児童・生徒や保護者の意向等を十分に尊重しながら、学校復帰・進路選択ができるよう努めている。また、3学期から、「個別適応計画書」を全校で作成し、課題のある児童・生徒の情報や指導方法について情報を共有し、より効果的な手立てが継続して取れるよう試行している。非行防止や健全育成に向けては、日ごろからさまざまな連絡会等を通して子ども家庭支援センター、児童相談所や警察署等との連携強化を図っており、具体的な対応は迅速に行われている。同様に、近年大きな問題となっている携帯サイトやネット等での誹謗・中傷等のいじめの問題に対しても保護者への啓発を進めるため、PTA連合会や学校との研修会を開催し、意見交換会を行った。

【主要施策の方向】

児童・生徒が健康について自ら考え判断し行動できるよう、学校における食に関する指導の充実に努め、健康の保持・増進を図り、心身の健全な育成を目指します。

(施策の取組状況)

(学務課・指導室)

食に関する指導の充実

事務事業：小学校給食の充実(小学校給食事業、小学校給食における〇-157等対策事業、学校給食施設維持管理事業、学校給食施設衛生管理事業、学校給食における地場産野菜活用事業、学校給食配送事業、学校給食施設整備事業、学校給食における地域間交流特産品活用事業)、中学校給食の充実(中学校給食事業、中学校給食における〇-157等対策事業)

児童・生徒期は望ましい食習慣を形成する重要な時期であるため、教育活動全体を通して「食に関する教育」の充実に努めた。食の指導は学校だけでなく、保護者にも伝えることが重要であることから、学校だよりにて周知するとともに、子校 についても、親校 の栄養士による食指導を行った。また、学校給食において、安全で新鮮な「地場産農作物」を提供することは東久留米の産業を理解する意味からも重要であるため、積極的に地産地消にも取り組んだ。

市内の全小・中学校に食育に関する分掌や委員会を設け、その担当者を「食育リーダー」として任命した。各校が作成していなかった「食育全体計画」及び「食育年間指導計画」の作成等を、学校栄養士と連携した授業づくりを通して作成することができた。

《課題・評価》食に関する指導では保護者に対する周知や、栄養士を配置していない子校に対する指導を充実することなどは評価できる。また、「地場産農作物」を学校給食に活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることは食指導の充実として評価できる。

子校...給食配膳校、親校...給食調理校

【主要施策の方向】

保護者は、子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達が図れるよう家庭教育への支援を推進します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

家庭教育への支援の充実

家庭教育事業として、「あなたが変わると家庭が変わりまわりが変わる」(延べ67人)、「子どもの心を育てるために」(25人)、「お母さんリフレッシュしましょう」(延べ52人)、「小学校入学前に」(15名)、「父子で楽しむ料理の教室」(22人)などの講座を開設した。

《課題・評価》近年の都市化・核家族化により、地域住民との関係が薄れ、子育てについて一人で悩んでいる親は多い。情報が氾濫する中、子育ての専門家の話を聞いたり、子育て仲間との情報交換の場を設けることは意義がある。

【主要施策の方向】

学校クラブ・部活動の振興とともに、市民のスポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、スポーツセンターなど体育施設の有効活用と効率的な運営、指導者や組織の育成、事業等の充実を図ります。また、本市が幹事となる「平成21年度市町村総合体育大会」の開催に向けた準備を進めます。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

体育施設の有効活用等の推進

事務事業：体育施設管理運営事業、体育施設維持管理事業、スポーツセンター管理運営事業、
スポーツセンター維持管理事業

テニスコートや野球場・運動広場などの利用者数は28万5,000人、スポーツセンターの利用者数は36万2,000人であった。

《課題・評価》本市のスポーツセンターは指定管理者制度を平成18年度に導入し、利用者数が3年で9万7,000人と順調に増加しているが、今後は市民ニーズを踏まえた自主事業の拡大をいかに図ることができるかが課題である。

スポーツ事業の充実

事務事業：教室事業の充実(スポーツ教室事業)、大会事業の充実(市町村総合体育大会参加支援事業、スポーツ大会事業)

スポーツ教室(市体育協会委託事業ではアクアビクスフィットネスなどで1,000人、スポーツセンター指定管理者主催事業では水泳や太極拳、フラダンスなどの各種のレッスンでは5万5,000人)市町村総合体育大会(140人)などに取り組んだ。

《課題・評価》各種のスポーツ事業は、体育指導員や体育協会などと協議しながら普及・定着に努めている。今後はスポーツに定期的に取り組まない成人に対し、気軽に取り組めるウォーキングやニュースポーツを紹介し、スポーツの楽しさを働きかけていくことが大切である。

指導者や組織の育成の推進

事務事業：体育指導委員会運営事業、体育協会活動支援事業

体育指導員委員会ではニュースポーツデーを月1回、新体力テスト、ジョイフルファミリーウォーキング及びつなひき大会などの各種の大会に通年で取り組んだ。

《課題・評価》体育指導委員はスポーツイベントの企画・立案、運営・協力など、さまざまな協力を得られるように配置している。新体力テストに関しては体力低下の現状を認識してもらえる施策としての成果が上がることを期待される。

市体育協会では各種スポーツ大会への選手派遣（140人）、国体等ジュニア育成、学校部活動への指導者派遣（75人）などに取り組んだ。

《課題・評価》体育協会は法人格を取得後、組織及び業務、財務の改善・安定に努めている。また、委託しているスポーツイベントの実施及び各種の屋外スポーツ施設の管理業務は安定した運営が図られている。今後については、初心者から選手指導までの各種の指導者の養成と競技力向上のためのシステム化が求められる。

基本方針 5

基本方針 5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進

【主要施策の方向】

地域の教育力の再構築を目指し、市民が学習の成果を地域活動に生かすことができるよう学習の機会や場、社会参加の仕組みなどの整備を行います。また、生涯学習関係機関との連携を密にし、市民の生涯学習の振興を図るための推進体制の確立を目指します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

市民の地域活動の推進

事務事業：社会教育委員活動の推進(社会教育委員の会議運営事業、社会教育のあらし作成事業)

社会教育委員(委員10人)の会議は、「スポーツ振興のあり方(子どもと成人の体力向上と生涯スポーツ社会の実現に向けて)」を検討するために、年2回開催した。

《課題・評価》社会教育委員の会議ではスポーツ振興をテーマに扱い、2年目となった。市民スポーツ活動の現状、スポーツ施設及び組織の現状をまとめた上で、市民スポーツの振興に向けた基本方針と具体的な提言をまとめている。

学習の機会や場の充実

事務事業：社会教育関係指導者養成講座の充実(社会教育指導者養成事業)

青少年指導者養成講座として、「あそび塾」を全9回(参加者17人)、のびのびレク入門を全12回(参加者22人)開催した。

《課題・評価》遊び塾とレクリエーション入門は参加者が少なくなっているほか、修了者が地域ボランティア活動へ参加している傾向が少ない。東京都レクリエーション協会と連携して、事業の見直しを図るとともに、講座の卒業生を中心としたサークル活動の支援を得て、地域に根付いた活動を目指すことが求められている。

社会参加の仕組みなどの整備の推進

事務事業：社会教育関係団体への補助(文化協会活動支援事業・圏域美術家展実行委員会補助事業)、社会教育主催者賠償責任保険の充実(主催者賠償責任保険事業)、社会参加事業の充実(生涯学習活動支援事業【成人式】)、野草園事業、自然観察会事業、こども神輿等貸出し事業、市民ギャラリー管理運営事業

文化協会活動支援(事業委託300万円)、主催者賠償責任保険(113団体)成人式(757人)野草園(月2回・282人)こども神輿等の貸し出し(10回)市民ギャラリー運営(25団体)などを行った。

《課題・評価》文化活動は行政主導から市民が主体となった活動へ転換させる必要があり、文化協会や市民団体の活動を活性化させることが求められている。このような中、市民との協働に関して実行委員会が中心となった活動へと転換できるよう、関係団体との協議の進め方や役割分担の見直しが課題となっている。

生涯学習の振興の推進

事務事業：市民大学の活動の充実(市民大学運営委員会事業、市民大学事業、市民大学短期コース事業)、生涯学習情報誌の充実(情報誌レッツの作成事業)

市民大学(運営委員10人・委員会10回)の中期コースでは「私たちの暮らしの中の『食と農』」をテーマとして受講者33人、全15回開催した。

《課題・評価》実行委員会方式で手づくりの運営に工夫が凝らされているが、今後は地域課題の解決に有効なテーマに絞り、効果的な運営を図っていく必要がある。

防災まちづくり学校では受講者31人、全12回開催した。

《課題・評価》市民大学の運営委員との連携を図り、地域及び行政との協働をいかに推進していくかが課題となっている。

市民大学短期コースでは講座数12(全32回)、178人が参加した。

《課題・評価》短期コースは市民が講師となり、市民同士の学びあいの場となっている。写真教室・太極拳・日本語講座・演劇教室などさまざまなテーマで実施されている。多くの市民の参加を得るには、さらに広報活動の工夫が求められる。

生涯学習情報誌「レッツ」(年1回発行)を3,000部配布するなどの事業に取り組んだ。

《課題・評価》「レッツ」の発行は公民館だよりに統合することとし、効果的に事業の啓発・紹介が行えるよう公民館だよりの編集が求められている。

【主要施策の方向】

地域住民が主体となり、学校内外における子どもたちの体験活動等を支援する取り組みを進めるなど、地域の人材の協力を得て学校(園)や地域の教育活動への支援体制を充実します。

(施策の取組状況)

(指導室・生涯学習課)

教育活動への支援の充実

事務事業：子ども体験塾委託事業

多摩島しょ子ども体験塾では「円筒はにわ作り」(25人)「フェスティバル」(1,973人)「プロサッカーとの交流」(133人)「プロ卓球との交流」(139人)「ハンドボールプレイヤーとの交流」(126人)に取り組んだ。

《課題・評価》子どもたちがさまざまな年代の人たちと触れ合って人間関係の作り方や社会のルールを学ぶ機会が少なくなる中、子どもたちが社会性や自立性を学んだり感性を磨く機会が減少している。積極的にそうした場や機会を設け、実体験の不足を補うに有効なテーマを選定する中で、その実現に努める必要がある。

【主要施策の方向】

学校などの教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、その施設及び機能を開放し効率的な活用を図ります。

(施策の取組状況)

(総務課・生涯学習課)

学校等の施設開放と活用の推進

野球・サッカー・バレーボール等を行うために地域のスポーツ団体等から申請を受け、小・中学校校庭及び体育館等の使用許可を行った。月曜日から土曜日までの許可件数は小学校 697 件・中学校 118 件であった（前年度に比べ小学校は 129 件の増加、中学校は 58 件の減少）。

学校施設開放ではスポーツ開放校（小・中学校 13 校） 体力づくり開放校（小学校 4 校）に取り組んだ。

《全体の課題・評価》子どもや成人の体力低下が指摘されているため、今後は学校施設等の利用者がさらに増加するよう関係団体との調整とともに、利用形態の見直し、施設の安全管理、成人の利用枠の確保などが求められる。なお、学校校庭の使用許可件数については、前年度に比べ 112 件増加した。これは市民の体力向上意識が高まってきていることも一つの要因と思われる。

【主要施策の方向】

公民館や図書館、郷土資料室などを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(生涯学習課・図書館)

公民館事業の活動の推進

事務事業：少年教育事業の充実(少年教育【ジュニアリーダースクール】事業)、家庭教育事業の推進(家庭教育学級事業)、障害教育事業の推進(障害者青年教室【ひばり学級】事業、障害者のつどい事業、障害者文化講座事業)、市民自主企画講座の推進(市民自主企画講座事業)、ホール事業の推進(シルビア・クラシック・コンサート事業)、ホール共催事業の推進(合同演奏会事業)、市後援事業の推進(子どもまつり支援事業)、公民館運営審議会活動の充実(公民館運営審議会事業)、公民館施設管理事業の推進(公民館だより発行事業、公民館維持管理事業、公民館管理運営事業、公民館車両維持管理事業)

公民館の年間利用者数は延べ 13 万 5,078 人、少年教育事業（32 人、全 17 回）、家庭教育事業（5 講座、181 人）、障害者教育事業（全 22 回、944 人）、市民自主企画講座講師等派遣（5 講座、532 人）、ホール事業（コンサート 3 回、1,009 人）、公民館運営審議会（委員 12 人、4 回）などに取り組んだ。

《課題・評価》公民館の講座等の運営方法について、市民や市民団体が中心となって活動できるよう、全体的な見直しに取り組んでいる。平成22年4月からは生涯学習センターに名称を変更した上で、指定管理者制度を導入することになっている。

図書館事業の充実

事務事業：ブックスタート事業、日本図書館協会参画事業、音訳テープ等作製事業、音訳テープ作成ボランティア養成講習会開催事業、東久留米地域文庫親子読書連絡会支援事業、図書館協議会運営事業、図書館施設維持管理事業、図書館車両管理事業、図書館文書交換業務事業、図書館資料・情報の提供事業、図書館広報事業、図書館児童向け事業、廃棄図書活用事業、東京都市町村立図書館長協議会参画事業

平成20年度の利用実績は利用点数96万7,842点、登録者数3万8,050人、市民一人当たりの利用点数8.4点、資料の利用回転率2.1回であった。

《課題・評価》平成20年度は貸出点数が前年度と比較して34,593点増加している。登録者数は若干減少しているが、中央図書館へのビデオの一部移管や祝日開館の実施が影響していると考えられる。滞在型の利用者が増えていることと、団塊世代の利用者が増えていることなどを考慮し、サービス向上につなげることが必要である。

子ども読書活動推進計画に基づき、児童向け事業としては人形劇、おはなし会、科学あそび、ブックスタートなどを実施した。また、新規事業としては子ども読書週間を実施した。

《課題・評価》各図書館単位でそれぞれの催しを行っている。地域的な条件等で図書館によってさまざまな傾向があるため、そのニーズをしっかりと把握してこれからのサービスに生かすことが必要である。

一般向け事業としてはボランティアによる大人のためのおはなし会、よみ聞かせ入門講座などを実施した。

《課題・評価》これらの事業はボランティアとの協働で実施した。19年度に実施した紙芝居の連続講座の受講者たちが、20年度は自主グループを立ち上げ活動している。今後も地域の人材の確保を図り、地域ネットワークで事業を進めたい。

地域における活動としては、東久留米地域文庫親子読書連絡会（文庫連）との共催により、絵本展を実施した。

《課題・評価》8年ほど前から文庫連と共催でこの事業を行っている。年ごとにテーマを決めて関連する絵本を展示し、読み聞かせや貸し出しを行っているが好評である。今後とも、良い協力関係を維持することが必要である。

障害者サービス事業としては録音テープ図書の整備、音訳講習会などを実施した。

《課題・評価》視覚障害者向けサービスが中心で、毎年20点ぐらいのペースで録音テープ図書を作成している。現在、約1,473タイトル（8,746巻）の録音テープ図書を所蔵している。今後は、録音図書のデジタル化に迅速に対応していく必要がある。

学校図書館支援センター事業としては、窓口を中央図書館に一元化し、図書館整備のほかに、教員への研修、各学校で活動するボランティアの育成、活動支援を行った。

《課題・評価》実際に学校へ出向いての教員や学校ボランティアへの研修などは、評価を受けている。これからも指導室及び学校と調整しながら、多くの学校に利用してもらえるような環境整備が必要であり、今後これらのネットワークの構築を検討したい。

郷土資料室の充実

事務事業：郷土資料室運営事業

郷土資料室は平成18・19年度の2カ年にわたり整備を行い、わくわくプラザ内に移転した。平成19年度からは文化財系の業務を郷土資料室内に移転し、展示部門の一般公開も開始した。平成20年度の利用者は見学、資料閲覧、埋蔵文化財手続き、相談・問い合わせなどで2,492人であった。重要な文化財を集約したことにより、古文書・埋蔵文化財出土品等の整理が進み、新しい歴史事項が確認されるなど地域学習情報の提供に成果があった。その成果は「くるめの文化財第24号」や「郷土資料室通信」等に掲載された。

《課題・評価》郷土資料である文化財の保全と活用を図りながら、郷土の歴史や文化を学習する機会や場の提供が求められている。来館者が継続して増えるよう展示部門の工夫と情報提供に努めることが大切となっている。

【主要施策の方向】

芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

市民参加交流の場

事務事業：文化等体験講座事業

文化等体験講座では、春の祭典(6,200人)、市民文化祭(3万6,000人)などを行った。《課題・評価》市民の文化・芸術に対する意識の高まりとともに、市民文化祭などへの参加者が増加している。文化協会が中心となって運営しているが、今後も中立・公平な運営が継続されるよう支援・調整する。市民が主体となって自主性や創造性を発揮できるよう、多様性を尊重する環境を整備することに努める必要がある。

【主要施策の方向】

東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

埋蔵文化財の調査と保護の推進

事務事業：埋蔵文化財調査報告書刊行事業

開発等に伴う埋蔵文化財保護の調整、試掘・確認調査を行った。宅地開発に伴う相談件数は669件で、宅地造成に伴う試掘調査2件、都立六仙公園整備に伴う試掘調査1件(いずれ

も国庫補助事業) 立会い調査 1 件を実施した。また、川岸遺跡や向山遺跡の取り扱いに関する調整及び調査支援を行った。

《課題・評価》大規模な開発は少なくなったものの、小規模な宅地化が一段と進行している。また、相続による土地の売却が増加している。このような中、埋蔵文化財の試堀依頼や調整が増加しているため、円滑な確認調査等に努め、文化財の保護・保存に努めることが求められている。

平成 18 年度に行った六仙遺跡第 次調査区域の発掘調査に伴う出土品等の整理を行い、埋蔵文化財発掘調査報告書第 3 5 集「六仙遺跡」を発刊するとともに、これまでの埋蔵文化財出土品の再整理も併せて実施した。

《課題・評価》調査報告書は専門的であることから市民には理解しにくいという声があるため、普及版として分かりやすい報告書の刊行に努めることが求められている。

文化財の保存と活用の推進

事務事業：文化財展示・保存施設の充実(文化財施設管理事業)、市所蔵文化財の管理と整理の推進(文化財保存調査事業、埋蔵文化財保存事業)、補助金交付の充実(文化財修理補助事業、文化財保護団体支援事業)、文化財保護意識の普及の推進(文化財パンフレット刊行事業、文化財講座等普及事業、文化財資料集刊行事業、文化財出版物普及事業、文化財説明版設置事業、郷土芸能保存の支援事業)、文化財保護審議会の充実(文化財保護審議会の運営事業)

文化財の市指定に伴う調査と記録の作成、市所有の明治～昭和初期行政文書の整理・調査、市民との協働作業による市内近世文書の再整理などを実施した。市内で確認されている文化財は 7,483 件で、特に重要なものは市指定として保護している。平成 20 年度には 地蔵菩薩石像(中央町 5 - 7)、地蔵菩薩石像(柳窪 4 - 14)、筆子塚(柳窪 5 - 6)の 3 件が新たに指定された。市指定文化財は現在、東京都指定 3 件、市指定 61 件である。

《課題・評価》文化財は個人所有のものが多いため、放置しておくとも消滅してしまうものも少なくない。このため、優先性や継続性の観点から調査・記録などの見直しを進めることが求められる。

文化財保管施設の管理、文化財説明板の設置・修繕、文化財の公開・企画事業である東京文化財ウィーク、多摩郷土誌フェア等の活用事業を実施するとともに、「くるめの文化財第 24 号」や「ふるさと絵八ガキ」等を発刊し、市民への文化財の活用と普及を行った。

《課題・評価》文化財の保護は市民に親しんでもらえるように分かりやすい案内板や説明板の設置が求められている。説明板が老朽化しているものもあり、統一した説明板や案内板の作成とともに、自然の景観と調和した作成の視点が求められている。

6 平成20年度主要施策の点検及び評価に関する有識者からの意見

聖徳大学大学院教職研究科教授 宮下 英雄

基本方針1 安全な学校（園）と信頼される教育の確立とその主要施策について

（1）教育の根幹をなす教育基本法の見直しが行われ、60年ぶりに改定がなされた。それに伴い関連する法律が改定され、教育行政全般が法改正とともに新たな見直しを求められている。教育改革が制度的な改革か、内容、方法的な改革かの論議は問わずにして、真に意味をもつということは、その教育改革が子どもたちに有意に働くものでなければならないと考える。基本方針1の中で、21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に依りて、体系的な教育が組織的に行われることが不可欠であると言及され、かつ安全性と透明性の高い教育の推進を掲げている。このことは、教育を受ける者の側に立つとともに、市民の期待にこたえられる方針として評価される。

（2）学校（園）教育の充実に向けた取り組みの具現化には、教育委員会の教育目標・教育方針・施策の方向などを踏まえた各学校長・園長の経営方針の方向性の一致確立が大切である。そのためにも校長会、園長会などにて教育委員会の基本的な考え方、方針を具体的に説明し、相互理解の上に、共通理解をしておくことが極めて重要である。また、教育課程の届け出などの説明会や相談などを利用して計画的に、繰り返して徹底することも必要である。「校（園）長のリーダーシップの確立を図る」とあるが、当然ながら校（園）長を核にした経営が行われることが大前提である。教職員の人事管理と配置についての配慮は必要ではあるが、それ以上に、学校教育を推進するためには、実践的には当該学校・園の教職員であるという当事者意識をいかに高めるかにある。施策の第一に学校経営、教職員の人事管理の推進を掲げていることには妥当性がある。

（3）学校教育の透明性、開かれた学校・園の教育については、信頼される教育づくりへの眼に見える部分である。信頼される学校・教育活動であるためには、分かる授業、楽しい授業を目指した学校の姿、教職員の努力の姿を、子どもの姿から読み取ることができる。地域、保護者から外部評価を導入し、その意見や結果を真摯に受け止めながら改善を図ろうとしている。まさにPDCAサイクルによる教育の信頼度を高める努力をしている。また、教育委員会会議録や教育委員会だよりなどを通して、教育情報を積極的に提供することに努めるほか、教育委員自身が機会あるごとに学校現場に直接出向き、学校の様子を見聞きし、教育委員相互にて情報の交換、報告が行われていることに教育の信頼と安心を把握することができる。

（4）創意を凝らした弾力的な教育課程の編成による各学校の特色ある教育活動が行われている。また、その活動の様子を「スクールフェスタ・イン・東久留米」にて広く市民に周知されている。学校の特色ある教育活動を一望にすることができ、すばらしい活動の紹介にとどまることなく、活動そのものを広く推進させる原動力にもなっていると考えられる。この活動は教育活動の計画的な実施、運営が行われている証拠である。教育活動は年間を通して、学期を通して、また月、週を通して意図的、計画的に行わなければならない。各教職員からの「週の指導計画」の提出が100%である現状は、日々の教育活動がしっかり行われていることを物語る数値である。極めて良好な状況であり、教育課程の編成と運営、実施に高い評価が得られる。

（5）信頼される教育の確立のために、様々な施策のもとに多くの事務事業が順調に行われ、多くの成果が残されている。肯定的な評価の高いものについては、更なる事業の効率化を求めら

れるとともに、見えにくい、意見の得られない事業については肯定的な他の意見を含めて、声なき声を聞き入れる場と機会を設けることも必要と考えられる。例えば、教育委員会の開催などを時には、場所、時刻を変更し、一般市民からの声を聞いたり教育委員から現状報告をしたり、タウンミーティング的に開催してみるものの検討も必要な時期にある。

基本方針 2 確かな学力の育成とその主要施策について

(1) 社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を持った子どもの育成が求められている。確かな学力は、その生きる力に内在される資質・能力と考えられる。確かな学力とは知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力をも含み、学習意欲を重視した、これからの子どもに求められる資質・能力である。自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質・能力である。この資質・能力を育成するには、分かる授業の展開が重要である。そのために、学習指導の工夫と改善の積み重ねと基礎的・基本的な学習事項の定着を確かなものにするための施策が求められ、きめ細かな指導や個に応じた多様な教育の推進ができるよう施策に重点を置いている。この2つの施策は、確かな学力の育成のために必要な十分条件に値するものである。

(2) 学習指導の工夫・改善への研究は、教師の専門職としての責務である。また、子どもや保護者は分かる授業、できる授業、楽しい授業を展開してくれることを願っている。そのためには授業を相互に参観し合い、協議を重ねて、専門職としての授業づくりの達人を目指す努力が大切である。各学校においては年間の研究テーマ設定のもとに、研究授業を行い、校内研修を開催している。その際、専門性の高い講師を招聘して指導を仰ぎ、教育の動向と合わせながら指導法の向上に努力がなされている。また、教科別の授業改善研究会を開催し、教科の専門性に即した指導力の向上を図っている。団塊の世代の大量退職とともに、新規採用教員の増加が余儀なくされている今日は、教育の質への期待と不安とが対峙している時期である。教育の質の確保のためには、良い教員の採用とともに、良い教師を育てる努力が、今後とも計画的に行われることが極めて重要と考える。引き続き、研究授業、校内研修会等の活性化を期待したい。

(3) きめ細かな指導や個に応じた多様な教育を推進する中で、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成やTT授業などによる取り組みは、学習意欲の向上や学力の向上に成果が見られる。また、それらのきめ細かな指導が行われやすい教室環境の整備も行われている。学力を支える生活リズム、体力の向上に向け努力している学校も見られるが、学力の向上との関連性については長期的な取り組みをするとともに、相関関係を統計的に把握する研究も進めることが必要である。これらのことについては、研究の成果を大いに期待したい。

(4) 新教育課程の改善すべき重点事項の一つに、科学技術の土台である理数教育の充実が求められている。そのことに関連して、理科支援員(通称SCOT)の配置事業や理科教育振興法に基づく、理科備品等の充実にかかわる大幅な予算が各教育委員会や学校に措置されている。技術革新が絶え間なく生まれる「知識基盤社会」の時代に生きる子どもたちにとっては、理数教育の国際的通用性が問われている。この機会に理科教育の充実を図ることを前向きに検討することが必要と考える。

基本方針 3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成とその主要施策について

(1) すべての人々が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことを基本

方針に掲げている。このことは東久留米市民をはじめ東京都民、国民の願いであり、多様な人々と暮らし、相互に支え合う社会づくりの姿として評価できる。

(2) 人権教育の推進に当たっては教職員の人権感覚、人権意識を磨くことが極めて大切である。人権感覚や人権意識を高める研修会を意図的、計画的に実施していることは、指導者としての資質・能力の形成である。そのことは、やがては、子どもの人権意識を高めることにつながる。具体的な事例を通して学び合うことによって、自分では気付かなかった人権感覚を磨く機会として、継続を強く期待する。研修会の参加者がやや少ないのが気にかかる。保護者、PTA、市民にも広く参加を働きかけることも必要と考えられる。参加方法等に検討の余地がある。

(3) 学校における人権教育の推進は、全教育活動を通して取り組むことが大切である。その際、東京都教育委員会が作成した資料「人権教育プログラム(学校教育編)」などの活用を図ることが大切である。

基本方針4 健やかな心と体の育成と主要施策について

(1) この基本方針には青少年の健全育成、思いやりや道徳心の育成、スポーツを通じた体力づくり、生涯体育などに関する重要な内容を含んでいる。心と体の両側面からの充実と自己実現を目指す意欲や態度の育成への事業推進への努力が行われている。

(2) 道徳教育、心の育成の推進については、道徳教育の全体計画、年間指導計画に即して計画的に実践が行われている。道徳教育の地区公開講座への参加者が少ない現状についてはその要因がどこにあるのか、計画、内容、方法、実施等について意見を聴く会などを設けて、対策を考える必要がある。学校側の運営の工夫だけに任せることのないようにしたい。また、同様な状況が近隣市にもあると言われている。他市の教育委員会と連携を取りながら、早急な対策を練る必要がある。

(3) 体育・健康教育の充実のための自己の体力、運動機能を自覚するスポーツテストなどについては自己評価、自己診断をもとに、自らの健康対策への解決策をつくることへの意識を高めることに役立っている。このことは子どもだけでなく、大人を含めた一般市民にも広く周知していきたい。日常的に、自己体力等について自己診断できる容易さと便利さのあるスポーツ面での診断ができる場と機会の提供の検討が重要である。新たに市民体力テストを計画、実践されたことは大いに期待できる。

(4) いじめ0(ゼロ)、不登校0(ゼロ)の学校(園)、非行防止については子ども、保護者、市民の願いである。敏速な対応と早期発見・早期解決・未然防止については、関係機関と連携を密にし、引き続き指導の強化を期待したい。特に、いじめについては、適切な成長発達の過程に心に大きなゆがみを残すことになる。「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で子どもを指導することが大切である。また、いじめを見抜く教師の感性を育てたい。

基本方針5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進と主要施策について

(1) 地域の教育力の再構築、社会人の学び直し、社会参加への仕組みの整備など、市民の生涯学習への振興を図るための推進体制の確立、学校(園)や地域の教育活動への支援体制の充実など、市民一人一人が、豊かな人生を送るとともに、生涯を通じて学び合うことが続けられるように様々な施策が検討されている。

(2) 学校内外における子どもたちの体験活動を支援する取り組みについて、地域住民が主体となって推進とあるが、推進に当たっては学校(園)と連携を図り、教育効果の促進、安全対策

等のきめ細かな話し合いが必要と考える。

(3) 市民の誰もが気軽に運動に親しむことができるスポーツ・レクリエーション振興は、生涯にわたる健全な心とたくましい体づくりに寄与する。市民スポーツ活動の支援にかかわる問題は、大きく分けて二つある。一つは場の確保、獲得、提供にかかわる問題である。二つ目は運営に伴う管理と諸経費である。その対策として、身近にある学校施設の開放がある。施策の方向にも記述されているが、学校などの施設は市民の共有財産であるとの観点から施設を開放し、効率的な活用を図るとある。しかし、学校の施設は学校長の管理責任体制にあることからして責任分担を明確にし、教育活動に支障を来すことのないように、更に慎重に推進することが望まれる。また、利用者の増加傾向にあることからして、特定の団体が既得権かのように使用することのないように公平性を常に検討することが大切である。

東久留米市教育委員会では、積極的に施策に取り組んでおられることを評価したい。そのなかで、いくつか、気がついた点を中心に5つの基本方針に沿って、以下のようにまとめた。

なお、報告書作成のあり方については後述するようにやや問題点も見られる。また、数値で表せる場合は、これまでの推移も挙げたうえで評価報告書が作成されていると、外部の者が評価をしやすいのではないかと思われる。

基本方針1．安全な学校（園）と信頼される教育の確立

政府の景気対策補正予算を利用することで、Is 値基準値未満により緊急に耐震工事を必要とする5校の体育館が平成22年までに工事が完了予定になったことは評価できる。しかし、少子化対策を推進する一方で、子どもの命にかかわることが補正予算頼みという日本政府の政策の貧しさが目立つ。日本の公的教育予算はOECDでも韓国とともに最低であるという実態を変えるためには、教育委員会からも市長会や教育長会を通じて東京都に対して要望はしてはいるようであるが、さらに、政府に教育予算の増額に関する要望を出すことも検討すべきではないか。

教職員の研修に関しては、夏季休業中(5日間)の教員の講座研修参加者数は前年度が延べ308名で、前年度の170名よりも大幅に増加している。研修が、5日間の限られた夏季休業期間に集中しているが、学期中は各種委員会の実施や授業時数の確保が優先されるため、現状ではやむを得ないと言える。

中学校における生徒による評価が前年度同様2校にとどまったとある。平成19年度の報告では「平成20年度の実施に向けて検討している学校も増えている」と書いてあるので、何が理由でできなかったのか、分析すべきではないか。また、中学生が評価することに抵抗のある教員が多い場合、授業アンケートという名称にして、中学生でも回答可能な項目による調査をしてもよいのではないかと思われる。教員相互の評価を行う学校が増えたとあるが、いうまでもなく教員相互の授業評価と生徒による評価の性格は異なる。

特別支援教育学級については設置している学校数が小学校3校・中学校2校であるため、通学に時間がかかるという課題を平成19年度に引き続き挙げているが、今後の取り組みに期待する。

基本方針2．確かな学力の育成

限られた状況で児童生徒の学力向上のための教育委員会の努力の跡がうかがえる。

外国語補助指導員の活用が1学級あたり小学校で8時間、中学校で10時間は全国平均からは高いとは言えないのではないか。

学校におけるコンピュータ等情報機器の整備状況に関する報告はないが、国の補正予算により充実した自治体も見られるので、今後の整備の充実に期待する。

基本方針3．人権尊重及び社会貢献の精神の育成

報告には教育センターの教育相談は「月平均述べ200回を超え、年述べ3,000回以上」とあるが、教育相談年間延べ件数は平成13年度をピークに、月延べ件数は平成11年以降減ってきている。問題がないために減っているのか、相談にこないのかの分析が必要であろう。

教育センター事業の効果的展開では、中学3年生14人全員が進路決定したことは評価できる（中学3年生について、平成19年度は10名進路決定したものの2名退室、18年度以前も毎年退室者や休室者が存在）。

教育センターを活用した教職員等の研修も回数が増えたこと（269回 341回）は

評価できる。

基本方針４．健やかな心と体の育成

心の育成の推進のために、道徳授業地区公開講座について、「運営の工夫をしている学校がある」と書いてあるが、その成果についても触れて欲しい。

平成21年7月28日付の体力調査の報告書には、「運動能力が全般的に全国および東京と平均よりも低く、本市の課題となっている」と書いてあるが、本評価報告には2極化傾向に言及し、対策として「各地域における子どものスポーツ活動の充実に向けた取り組み」を挙げている。実際、駅伝大会参加者が100名近く、ファミリースポーツフェスティバル参加者が300名以上増加したことはその成果として評価できる。

いじめと不登校の対応の充実では、スクールソーシャルワーカー活用事業により、「課題のある家庭や子どもたちをより支援できる体制が整った」とあるが、サービスの向上も望む。

スポーツセンターなど、体育施設の利用者数が前年度に比べて大幅に伸びている。指定管理者制度の導入が成果を上げているようである。

基本方針５．生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進

教育活動への支援では、子ども体験塾委託事業のフェスティバル参加者数が前年の2,408人から1,973人に落ちているが、課題としては挙げられていない。全般的に市民の生涯学習への参加は活発化しているようである。団塊の世代も含め、市民のエネルギーを子どもたちの学力・体力作りに生かす工夫も必要であるので、今後の取り組みに期待する。

資 料

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価の実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東久留米市教育委員会教育目標・基本方針、施策の方向」に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施方法)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回実施する。

- 2 主要施策の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- 3 学識経験者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。

4 点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに、市民に公表する。

(委 任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年11月1日から施行する。

平成20年度教育委員会における審議内容一覧

< 定例会 >

会議名 (開催日)	議案・主な報告等
第4回 (20.4.17)	【議案】 東久留米市社会教育委員の委嘱について 東久留米市市民大学運営委員会委員の委嘱について【報告】 平成20年度指導室事業について 市立学校プールの排水について
第5回 (20.5.20)	【議案】 東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について 東久留米市奨学資金運営委員会委員の委嘱について【報告】 平成20年度児童・生徒数及び学級数について 学校再編成の進捗について
第6回 (20.6.20)	【議案】 東久留米市社会教育委員の委嘱について 東久留米市教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の全部改正について 東久留米市教育委員会事務委任規則の全部改正について 東久留米市立小・中学校事案決定規程の一部改正について 平成20年度東久留米市就学援助費事務処理要綱の制定について 平成20年度東久留米市特別支援教育就学援助費事務処理要綱の制定について 東久留米市指定文化財の指定について(諮問)【その他】小学校教科用図書の採択について【報告】 第2回市議会定例会について 学校再編成の進捗状況について 中学校給食への異物混入について 市立小・中学校のプール排水状況について 学校施設の耐震化について 市立幼稚園の閉園式について 杉並区立第十小学校の事故にかかわる本市の状況について
第7回 (20.7.15)	【議案】 東久留米市奨学資金に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について 東久留米市立小中学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について 東久留米市教育委員会教育長の権限に関する事務の一部委任規程の全部改正について 東久留米市立公立小・中学校事案決定の一部改正について【報告】 第2回市議会定例会について 教育委員会及び教育委員会の所管する学校、その他教育機関関係職員の任免その他人事に関する報告について 学校再編成の進捗状況について 東久留米市法人会による指定寄附について 平成21年度使用教科用図書採択資料について 中学校給食への異物混入について 中学校の職場体験事業について
第8回 (20.8.19)	【議案】 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について 平成21・22年度使用東久留米市立小学校教科用図書の採択について 平成21年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について【報告】 教育委員会及び教育委員会の所管する学校、その他の教育機関職員の任免その他人事に関する報告について 平成20年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について 東久留米市立公民館のあり方に関する検討委員会設置要綱(案)について 東久留米市指定文化財の指定について(答申) 平成21年「成人の日のつどい」開催概要について 教育長の兼職について 西中学校ハンドボール部男子の第37回全国中学校ハンドボール大会出場について 音楽鑑賞教室において発生した物損事故について 中央図書館の工事について

<p>第9回 (20.9.24)</p>	<p>【議案】 東久留米市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙について 議席の指定について 東久留米市教育委員会傍聴人規則の一部改正について 東久留米市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について【その他】小学校給食について【報告】 教職員の人事異動について 東久留米市教育委員会職員の懲戒処分等について 教育委員会及び教育委員会の所管する学校、その他の教育関係職員の任免その他人事に関する報告について 第3回市議会定例会について 東久留米市学校設置条例の一部を改正する条例の9月議会での状況報告について 社会教育委員の会議の報告書について 東久留米市ソーシャルワーカー設置要綱について 「平成19年度～20年度小学校給食異物混入報告について」 小山恭輔選手の北京パラリンピックでの銀メダル受賞について</p>
<p>第10回 (20.10.14)</p>	<p>【議案】 東久留米市指定文化財の指定について 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の制定について【報告】 教育委員会及び教育委員会の所管する学校、その他の教育関係機関職員の任免その他人事に関する報告について 第3回市議会定例会について 12月市議会上程の補正予算案について 決算特別委員会の概要について 防災無線による見守り放送について</p>
<p>第11回 (20.11.12)</p>	<p>【報告】 学校プール水道事故について 市立第六小学校芝生管理倉庫の解体・再築について 中部地域小学校統合準備会設置規約及びスケジュール概要の報告及び説明について 第61回(平成20年度)優良公民館表彰について 安心実現のための緊急総合対策について 第3回食育フォーラムについて</p>
<p>第12回 (20.12.17)</p>	<p>【議案】 教職員の服務事故について 東久留米市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙について 議席の指定について 東久留米市教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の全部改正について 公文書公開(閲覧)時におけるカメラ等の使用に係る事務取扱要綱の制定について【報告】 人事案件について 第4回市議会定例会について 平成20年度(平成19年度)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について 随時監査報告書について 交通安全運動について 図書のリサイクルについて</p>
<p>第1回 (21.1.27)</p>	<p>【議案】 東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について 平成21年度東久留米市一般会計(教育費)予算(案)について 東久留米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について 東久留米市立幼稚園の管理運営に関する規則の廃止について 東久留米市幼児教育対策協議会規則の廃止について 東久留米市公立幼稚園に勤務する市事務職員の服務規程の廃止について 東久留米市公立幼稚園に勤務する市事務職員の服務規程の廃止について 東久留米市教育委員会事務決済規程の一部改正について 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について 東久留米</p>

	市公立学校に勤務する用務員の職務に関する規程の一部改正について 東久留米市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について【報告】 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関職員の任免その他人事に関する報告について 第4回市議会定例会について 中部地域の第八学校の進捗状況および東部地域の第四小学校について
第2回 (21.2.18)	【議案】 平成20年度(平成19年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について 平成21年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成21年度東久留米市教育委員会基本方針について 東久留米市立生涯学習センター条例の制定依頼について【報告】 議案第15号裁決書の承認報告について 平成21年度主要施策について 「東久留米市立公民館の今後のあり方について」(報告書案)に関するパブリックコメントの概要について 市立第八小学校区域の児童数の変動について 市立第八小学校についての経過報告について 市立第四小学校の今後について(保護者との意見交換会) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校、その他の教育関係職員の任免その他人事に関する報告について 東京都の「21年度主要施策」について
第3回 (21.3.3)	【議案】 東久留米市立学校医等の委嘱について 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の制定について 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について【報告】 第1回市議会定例会について 東久留米市立スポーツセンター2階軽食コーナーの運営について 市立第八小学校及び第四小学校の経過報告について 平成20年度(平成19年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について 児童・生徒の体力について 農業体験について

開催回数は「年」表記による。

<臨時会>

開催日	議案・主な報告等
第1回 (20.4.1)	【議案】 東久留米市教育委員会教育長の任命について 東久留米市教育委員会職員の任免について
第1回 (21.2.20)	【議案】「議案第18号東久留米市立生涯学習センター条例の制定依頼について」の一部修正について
第2回 (21.3.30)	【議案】 東久留米市教育委員会職員の任免について 統括指導主事の任免について 充て指導主事の任免について 東久留米市体育指導委員の委嘱について【その他】教職員の服務事故にかかわる措置について【報告】 東久留米市教育委員会事務局職員の人事異動について 平成21年第1回市議会定例会について 放課後子ども教室の取り組み状況について 小・中一貫教育について 学校トイレ清掃について 第三次東久留米市行財政改革基本方針・行財政改革プランについて スポーツセンター2階の軽食コーナーについて

開催回数は「年」表記による。

<協議会>

開催日	件名
第1回 (20.8.19)	東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について
第2回 (20.11.12)	学校プールの水道事故について
第1回 (21.1.9)	小学校給食調理業務委託について 「東久留米市公民館の今後のあり方について(報告書)」について 平成20年度(平成19年度分)東久留米市教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
第2回 (21.1.23)	平成20年度(平成19年度分)東久留米市教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について 平成21年度東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針について 小学校給食調理業務委託について 東京都市町村教育委員会連合会理事会について

開催回数は「年」表記による。

平成20年度教育委員の活動概要一覧

< 東京都市教育長会・東京都市町村教育委員会連合会・関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会 >

会議名(開催日、開催場所)
内容・視察先等
東京都市町村教育委員会連合会第1回常任理事会(20.4.24、東京自治会館) 会長・副会長・理事・常任理事・会計監査・顧問等の選出、東京都市町村教育委員会連合会の表彰について、東京都市町村教育委員会連合会第52回定期総会の運営についてほか
関東甲信越静岡連合会総会及び研修会(山梨大会)(20.5.16、山梨県立県民文化ホール) 平成20年度事業計画についてほか
東京都市町村教育委員会連合会第52回定期総会及び情報交換会(20.5.21、東京自治会館) 平成20年度事業報告、平成20年度事業計画ほか
東京都市町村教育委員会連合会第1回研修推進委員会(20.7.2、東京自治会館) 平成20年度研修の実施計画についてほか
東京都市教育長会研修会(20.7.24、東京自治会館) テーマ「21世紀の教育と課題と地球に根ざした学校づくり・教育行政の役割」。講師:国際基督教大学教授の藤田秀典氏
東京都市町村教育委員会連合会第2回研修推進委員会(20.7.30、東京自治会館) 管外視察研修会(日帰り)、ブロック別研修会及び理事研修会について
東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会・第3回研修推進委員会(兼)(20.8.28、東京自治会館) テーマ「新しい時代の教育～新学習指導要領の目指す教育」講師:東京都多摩教育事務所指導課長の若林 彰氏

<p>東京都市町村教育委員会連合会管外視察(日帰り)研修(20.10.17、品川区) 区立日野学園(公立小中一貫校)の視察 ほか</p>
<p>東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会(20.10.30、小平市) テーマ:「平櫛田中彫刻作品と小平市の文化行政の取り組みについて」。講師:小平市教育委員会学 芸員の藤井明氏</p>
<p>東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会(21.1.16、東京自治会館) 管外視察研修会(日帰り)、ブロック別研修会及び理事研修会について</p>
<p>東京都市町村教育委員会連合会平成20年度研修会(21.2.3、東京自治会館) テーマ:「心の教育は感動と感化」。講師:日本教育文化研究所所長・お茶ノ水女子大学名誉教授の 森 隆夫氏</p>

< 東京都教育委員会 >

会議名(開催日、開催場所)
内容・視察先等
<p>平成20年度教育施策連絡会(20.4.10、東京都) 平成20年度の教育行政について、平成20年度教育施策の概要について</p>

< 教育委員による学校(園)訪問 >

学校公開... 4校 学校一斉公開... 7校 運動会... 7校 展覧会... 3校 学習発表会... 3校 研究発表会... 2校 文化祭... 1校

このほか、入学式、卒業式、下里小学校及び下里中学校30周年記念式典、市立幼稚園閉園式(3園)、ロードレース、合唱コンクールなどに出席

< 教育委員会による各種行事への参加 >

スクールフェスタ・イン・東久留米、市民文化祭、小・中学校連合作品展・書写展などに出席

平成20年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と事務事業の一覧

<教育目標>

教育は、伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、生命と個人の尊厳を重んじ、平和で民主的な国家及び社会の形成者として公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して行われなければなりません。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じ学び、支え合うことができる社会の実現を目指します。

そして、教育は、家庭、学校(園)及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立つとの認識の下、すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、積極的に教育行政を推進していきます。

1 自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を継承し創造できる人間を育てます。そのため、幅広い知識と教養、技能を身に付けるとともに、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をする資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

基本方針1	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
<p>【安全な学校(園)と信頼される教育の確立】</p> <p>新たな改革が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校(園)づくりが必要不可欠です。</p> <p>そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校(園)経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校(園)づくりを推進します。</p>	<p>1. 学校(園)教育の充実に向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校(園)長の経営方針に基づく学校(園)経営の具現化に努め、校(園)長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校(園)づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。</p>	<p>「主な事務事業」及び「番号」は市のHPで公表している「行政評価～平成20年行政評価」から用いています。</p> <p>「所管」は「指」が指導室、「学」が学務課、「生」が生涯学習課、「適」が学校適正化等担当、「総」が総務課、「図」が図書館です。</p>		
	(1) 学校経営の推進			
	教職員の人事管理の推進	教職員給与事務	12-03-10	指
	教職員の健康の保持・増進	教職員旅費支払事務	12-03-11	指
		教職員健康診断事業(法定)	12-02-03	指
		教職員健康診断事業(法定外)	12-02-04	指
	(2) 児童・生徒等の就学の推進			
	児童・生徒等の就学の推進	小中学校入学通知事務	12-08-09	学
		小中学校在籍者名簿管理事務	12-08-10	学
		就学通知事務	12-08-11	学
		指定学校変更事務	12-08-14	学
	経済的負担の軽減	就学援助事業	12-07-01	学
		日本スポーツ振興センター保険加入事業・幼稚園	09-03-07	学
		日本スポーツ振興センター保険加入事業・小中学校	12-07-02	学
	課外活動クラブの充実			
	(3) 信頼される教育の確立			
		教育委員会会議開催事業	12-08-03	総
		教育委員会報作成事業	12-08-06	総
		教育委員会会議録作成事業	12-08-07	総
		教育委員会交際事業	12-08-05	総
		指導主事研修事業	12-03-05	指
		学校間連絡事務	12-08-02	指
		成績一覧表調査委員会事業(都指定)	12-01-08	指
		教育長会参画事業	12-08-8	総
		教育委員会連合会参画事業	12-08-04	総
	教育関係団体負担金参画事業	12-03-13	総	
2. 子どもたちの安全確保及び学校の安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実を図り、安全・安心な学校(園)づくりを推進します。				
(1) 子どもの安全確保の推進				
安全な通学の推進	学校通学路指定事務	12-05-06	学	
	交通擁護員活動事業	12-05-07	学	
(2) 学校の安全管理の推進				
学校施設の整備の推進	公立幼稚園施設管理事業	09-03-02	総	
	東京都立学校施設整備期成会参画事業	12-05-01	総	
	小中学校改修・補修事業	12-05-03	総	
	小中学校施設管理事業	12-05-04	総	
3. 「東久留米市立学校再編成計画」及び「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要(基本プラン)」を踏まえ、学校規模の適正化を推進します。また、校庭の芝生化や、避難場所になっている体育館の耐震診断など、教育施設の整備に努めます。				
(1) 機能的な学校づくりの推進				
学校の適正規模の推進	学校再編成事業	12-05-05	適	
(2) 学校施設の整備の推進				
	小中学校耐震補強事業	12-05-02	総	
	校庭芝生化事業(20年度から新規)	12-05-04	総	

4. 子どもたちの実態や保護者・地域の願いを踏まえ、各学校(園)が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校(園)づくりを推進します。			
	(1)特色ある学校づくりの推進	特色ある学校づくり推進事業 学校PRポスター事業	12-01-11 指 12-04-03 指
5. 学校(園)の自立的改革を進めるために、校(園)長の指導の下、学校(園)で「週の指導計画」を作成し、教育活動の計画・実施・評価を確実に実行し、教育課程の適正な編成・実施を図ります。			
	(1)教育課程の適正な運営	学校運営事業(指導) 小中学校移動教室事業	12-08-01 指 12-01-01 指
6. 教員の意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準などの公表を進めます。また、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校(園)内研究会の充実を図ります。			
	(1)年間指導計画等の公表 (2)授業公開・校内研究会の充実	東久留米市教育研究奨励事業	12-03-06 指
7. 教員の授業改善及び指導力の向上を進めるため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた校内及び校外研修の質的充実を図り、教員の資質・向上に努めます。			
	(1)教職員の研修の充実	教員研修事業(校内・校外) 教員指導力向上事業 教職員研修活動事業(都指定) コンピュータ研修事業 生活・進路指導事業	12-03-02 指 12-03-03 指 12-03-07 指 12-03-04 指 12-02-02 指
8. 学校(園)教育の充実のため、市内全学校(園)における自己評価と学校評議員・保護者・地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校(園)づくりを一層推進します。			
	(1)学校教育の公開・説明の推進 (2)開かれた学校づくりの推進	教育要覧作成事業	12-04-01 指
9. 障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談室や特別支援学校との連携を深めます。また、小学校・中学校に在籍する子どもの学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症などへの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。			
	(1)特別支援教育学級の充実	特別支援教育事業 特別支援学級(旧:心身障害学級)校外学習事業 特別支援学級(旧:心身障害学級)通学バス運行事業 特別支援学級(旧:心身障害学級)宿泊訓練事業	12-06-01 指 12-06-02 学 12-06-03 学 12-06-04 学
	(2)特別支援教育の推進	特別支援対象児(旧:心身障害児)就学事業 就学指導委員研修事業	12-08-15 学 12-08-13 学
10. 子どもの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験などにより、望ましい勤労観や職業観をはぐくむとともに、ガイダンスの機能を高めます。	(1)キャリア教育の充実		
11. 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、小学校就学前に適切な幼児教育を受けることができるよう、家庭・幼稚園、保育園と小学校以降の教育との連携を強化し、小学校への円滑な接続を図ります。			
	(1)就学前の幼児教育の推進	公立幼稚園運営事業 幼稚園保育料徴収事務	09-03-03 学 09-03-02 学
12. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種間のつながりや学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。	(1)学校間の連携の推進		
13. 学校で教育活動に関する情報については、学校だよりやホームページによる公開などを通して広く市民に提供するとともに、個人情報については、東久留米市個人情報保護条例及び東久留米市情報公開条例に基づいて適正に取り扱います。	(1)学校情報の公開		

基本方針2	施策の方向	主な事務事業	番号	所管	
<p>【確かな学力の育成】</p> <p>主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技能を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。</p> <p>そのために、個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう学習指導の工夫・改善を推進します。</p>	<p>1. わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成をねらいとした「分かる授業」を展開するなど、学校において学習指導の工夫・改善を進めます。</p> <p>(1)学習指導の工夫・改善の推進</p>				
	<p>2. 学力向上を図るための調査の結果を踏まえ、子どもたちの特性などに対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成や教科の選択幅の拡大を進めるなど、きめ細かな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。</p>				
	(1)子どもの特性に応じた多様な教育の推進	日本語学習講座事業	12-01-07	指	
	(2)少人数学習の推進	学校教育サポート事業	12-04-02	指	
	(3)多様な教育の推進	音楽鑑賞教室事業	12-01-04	指	
		連合音楽会事業	12-03-08	指	
		学力向上支援事業	12-01-09	指	
		社会科副読本作成事業	12-01-06	指	
		理科支援員等配置事業	12-01-12	指	
		副読本等に関する事業	12-01-10	指	
		連合作品展事業	12-03-09	指	
	<p>3. 世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てるため、日本の伝統と文化に関する教育を推進するとともに、ALTや地域の人材の協力を得て英語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。</p>				
	(1)伝統と文化の理解の推進				
	(2)英語教育等の推進	外国人による英語教育事業	12-01-05	指	
	小学校英語活動事業	12-01-02	指		
<p>4. 子どもたちの学力の向上を目指し、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が協働する取り組みを推進します。</p> <p>(1)学校と家庭の協働の推進</p>					
<p>5. 総合的な学習の授業の趣旨に即して、「学校としての全体計画」をもとに計画的に指導を実施し、取組内容の不断の検証を行うことにより、各学校において総合的な学習の授業の教育効果の向上に努めます。</p> <p>(1)総合的な学習の充実</p>					
<p>6. 情報化社会の進展に対応するため、情報活用能力を育成するとともに情報機器の活用に関する今日的課題に対し、規範意識の向上を図るため、情報モラル教育などを充実します。</p>					
(1)情報教育の充実	教育活動支援事業	12-01-03	指		
<p>7. 児童・生徒に進んで読書をする態度をはぐむため、「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努めます。</p> <p>(1)子ども読書活動推進計画の推進</p>					

豊かな心と人間性を高めていく人間
人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切に作る心をもつとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。
そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

基本方針3	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
<p>【人権尊重及び社会貢献の精神の育成】</p> <p>多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐむことが求められます。</p> <p>そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進します。</p>	<p>1. 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「東京都人権施策推進指針」などに基づき、人権教育を推進します。</p> <p>(1)人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校(園)教育や社会教育などを通じて、人権教育を効果的に進めます。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。</p> <p>(2)相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際に行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。</p> <p>人権教育の推進</p> <p>2. 子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校(園)、家庭及び地域の連携を図ります。</p> <p>(1)豊かな人間性の育成</p>	人権尊重教育事業	12-02-01	指

3. 社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、地域や関係諸機関と連携し、奉仕活動などの様々な体験活動の充実を図ります。 (1)体験活動の充実			
4. 東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図ります。また、東久留米市教育センターの人材の有効活用を図ります。 (1)教育センター事業の効果的展開	教育センター維持管理事業	12-03-01	指
	教育センター備品整備事業	12-03-12	指
(2)教育センターの人材の有効活用			

たくましく成長する人間
人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。そのため、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成します。

基本方針4	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
【健やかな心と体の育成】 すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐむために、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上が求められます。 そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指そうとする意欲、態度や自発的な精神を育成する教育を推進します。また、人々が生涯を通じて、健康に関心をもち、自らスポーツに親しみ、体力づくりに積極的に取り組む機会の充実を図ります。	1. 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐむため、学校(園)、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。 (1)学校における道徳教育を推進するため、全教育活動を通じて道徳性を高めるとともに、道徳の授業の充実を目指します。 (2)道徳授業地区公開講座などを全校で実施し、学校(園)、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。 道徳教育の推進 心の教育の推進			
	2. 学校では子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力をはぐみます。また、体力の向上を目指し、学校(園)、家庭及び地域が連携・協力して、市民の健康・体力づくりを推進します。 (1)子どもたちの体育・健康教育の充実 児童・生徒等の健康の保持・増進	小・中学校定期健康診断事業	12-02-10	学
		幼稚園定期健康診断事業	09-03-06	学
		口腔衛生指導事業	12-02-12	学
		小・中学校環境衛生管理事業	12-02-13	学
		学校医等設置事業(小・中学校)	12-02-14	学
		学校医等各種研究会事業	12-02-11	学
		幼稚園医等設置事業	09-03-05	学
		就学時健康診断事業	12-08-12	学
		体力向上支援事業	12-02-09	指
	(2)市民の健康・体力づくりの推進			
	3. いじめや不登校、非行などの子どもの多様な課題への対応の充実を図ります。 (1)「いじめ0(ゼロ)」「不登校0(ゼロ)」の学校(園)を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校(園)づくりを進めます。 (2)課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校(園)における指導体制や相談機能を充実させ、関係各機関と協力して課題の解決にあたります。 いじめと不登校の対応の充実	教育相談事業	12-02-05	指
		不登校対策事業	12-02-06	指
		全国適応指導教室連絡協議会参画事業	12-02-08	指
	非行などの課題への対応の充実			指
4. 児童・生徒が健康について自ら考え判断し行動できるよう、学校における食に関する指導の充実を努め、健康の保持・増進を図り、心身の健全な育成を目指します。 (1)食に関する指導の充実 小学校給食の充実	小学校給食事業	12-02-15	学	
	小学校給食における0-157等対策事業	12-02-18	学	
	学校給食施設維持管理事業	12-02-20	学	
	学校給食施設衛生管理事業	12-02-21	学	
	学校給食における地場産野菜活用事業	12-02-22	学	
	学校給食配送事業	12-02-23	学	
	学校給食施設整備事業	12-02-24	学	
	学校給食における地域間交流特産品活用事業	12-02-17	学	

中学校給食の充実	中学校給食事業	12-02-16	学
	中学校給食における0-157等対策事業	12-02-19	学
5. 保護者は、子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図れるよう家庭教育への支援を推進します。 (1)家庭教育への支援の充実			
6. 学校クラブ・部活動の振興とともに、市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、スポーツセンターなど体育施設の有効活用と効率的な運営、指導者や組織の育成、事業などの充実を図ります。また、本市が幹事となる「平成21年度市町村総合体育大会」の開催に向けた準備を進めます。 (1)体育施設の有効活用等の推進	体育施設管理運営事業	16-07-03	生
	体育施設維持管理事業	16-07-04	生
	スポーツセンター管理運営事業	16-07-01	生
	スポーツセンター維持管理事業	16-07-02	生
(2)スポーツ事業の充実 教室事業の充実 大会事業の充実	スポーツ教室事業	16-06-02	生
	市町村総合体育大会参加支援事業	16-07-05	生
	スポーツ大会事業	16-06-03	生
(3)指導者や組織の育成の推進	体育指導委員会運営事業	16-06-01	生
	体育協会活動支援事業	16-06-04	生

粘り強く行動し、実現する人間
生涯を通じて、常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心をもち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

基本方針5	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
【生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進】 市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、教育の目的と生涯学習社会の確立を実現することが求められます。 そのために、学校(園)、家庭及び地域が一体となって、互いの教育活動について情報提供するなどの説明責任を果たし、生涯学習社会の構築に向けて、緊密な連携・協力を努めます。	1. 地域の教育力の再構築を目指し、市民が学習の成果を地域活動に生かすことができるよう、学習の機会や場、社会参加の仕組みなどの整備を行います。また、生涯学習関係機関との連携を密にし、市民の生涯学習の振興を図るための推進体制の確立を目指します。			
	(1)市民の地域活動の推進			
	社会教育委員活動の推進	社会教育委員の会議運営事業	19-04-01	生
		社会教育のあらしみ作成事業	19-04-04	生
	(2)学習の機会や場の充実			
	社会教育関係指導者養成講座の充実	社会教育指導者養成事業	19-02-02	生
	(3)社会参加の仕組みなどの整備の推進			
	社会教育関係団体への補助	文化協会活動支援事業	19-02-01	生
		圏域美術家展実行委員会補助事業	20-02-06	生
	社会教育主催者賠償責任保険の充実	主催者賠償責任保険事業	19-02-04	生
	社会参加事業の充実	生涯学習活動支援事業(成人式)	個 - 71	生
		野草園事業	19-01-01	生
		自然観察会事業	19-01-02	生
		こども神輿等貸し出し事業	11-02-04	生
		市民ギャラリー管理運営事業	19-02-05	生
	(4)生涯学習の振興の推進			
	市民大学の活動の充実	市民大学運営委員会事業	19-04-02	生
		市民大学事業	19-01-05	生
		市民大学短期コース事業	19-01-06	生
	生涯学習情報誌の充実	情報誌(レッツ)の作成事業	19-04-03	生
2. 地域住民が主体となり、学校内外における子どもたちの体験活動などを支援する取り組みを進めるなど、地域の人材の協力を得て、学校(園)や地域の教育活動への支援体制を充実します。 (1)教育活動への支援の充実				
	子ども体験塾委託事業	19-01-04	生	
3. 学校などの教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、その施設及び機能を開放し効率的な活用を図ります。 (1)学校等の施設開放と活用の推進				
4. 公民館や図書館、郷土資料室などを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。 (1)公民館事業の活動の推進				
少年教育事業の充実	少年教育(ジュニアリーダーズール)事業	11-02-05	生	
家庭教育事業の推進	家庭教育学級事業	08-03-07	生	

障害教育事業の推進	障害者青年教室(ひばり学級)事業	19-01-03	生
	障害者のつどい事業	19-04-14	生
市民自主企画講座の推進	障害者文化講座事業	19-04-13	生
	市民自主企画講座事業	19-01-07	生
ホール事業の推進	シルビア・クラシック・コンサート事業	19-04-06	生
ホール共済事業の推進	合同演奏会(旧:多摩六都フェア)事業	19-04-07	生
市後援事業の推進	子どもまつり支援事業	19-04-05	生
公民館運営審議会活動の充実	公民館運営審議会事業	19-04-08	生
公民館施設管理事業の推進	公民館だより発行事業	19-04-09	生
	公民館維持管理事業	19-04-10	生
	公民館管理運営事業	19-04-11	生
	公民館車両維持管理事業	19-04-12	生
(2)図書館事業の充実	図書館児童向け事業	19-04-22	図
	ブックスタート事業	09-01-08	図
	廃棄図書活用事業(旧:図書資料リサイクル事業)	19-04-23	図
	図書館資料・情報の提供事業	19-04-20	図
	音訳テープ作成ボランティア養成講習会開催事業	19-02-03	図
	音訳テープ等作製事業	19-01-09	図
	東久留米地域文庫親子読書連絡会支援事業	19-04-15	図
	図書館協議会運営事業	19-04-16	図
	図書館施設維持管理事業	19-04-17	図
	図書館車両管理事業	19-04-18	図
	図書館文書交換業務事業	19-04-19	図
	東京都市町村立図書館長協議会参画事業	19-04-24	図
	図書館広報事業	19-04-21	図
	日本図書館協会参画事業	19-01-08	図
(3)郷土資料室の充実	郷土資料室運営事業	20-03-04	生
5. 芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。			
(1)市民交流の場			
6. 東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。			
(1)埋蔵文化財の調査と保護の推進			
	埋蔵文化財調査報告書刊行事業	20-01-07	生
(2)文化財の保存と活用の推進			
文化財展示・保存施設の充実	文化財施設管理事業	20-01-03	生
市所蔵文化財の管理と整理の推進	文化財保存調査事業	20-01-02	生
	埋蔵文化財保存事業	20-01-04	生
補助金交付の充実	文化財修理補助事業	20-01-06	生
	文化財保護団体支援事業	19-02-03	生
文化財保護意識の普及の推進	文化財パンフレット刊行事業	20-03-02	生
	文化財講座等普及事業	20-03-03	生
	文化財資料集刊行事業	20-03-01	生
	文化財出版物普及事業	個 - 69	生
	文化財説明版設置事業	20-01-05	生
	郷土芸能保存の支援事業	20-02-01	生
	文化財保護審議会の充実	文化財保護審議会運営事業	20-01-01